

第 1 4 次労働災害防止計画に向けた論点

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害等の現状



労働災害等の現状等（その1）

労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものであるが、災害の内容や各種経済指標から推察される増加要因は以下のとおりである。（参考資料参照）

○作業行動に起因する災害の状況

- ・「転倒」（23%）、「動作の反動、無理な動作」（腰痛等）（14%）などの作業行動に起因する災害が労働災害全体の約4割（37%）を占める。

・高齢化による影響

労働災害の発生率が高い60歳以上の労働者の割合が増加した影響により、死傷者数が増加している（平成29年比28.5%増）。

・第3次産業、中小事業者の安全衛生対策の取組の遅れ

全ての業種で労働者数30人未満の事業場において労働災害が多くなっている。また、中小事業場の安全衛生教育やリスクアセスメントの実施率は他の規模の事業場に比べて低い。

第3次産業の災害は全産業の5割以上を占めており、特に、小売業や社会福祉施設における増加が著しくなっている。また、第3次産業の事業場の安全衛生教育やリスクアセスメントの実施率は他の業種に比べて低い。

○多様な働き方、外国人労働者の増加

- ・個人事業者や兼業・副業等働き方の多様化が進んでいる。
- ・外国人労働者は増加しており、労働災害も増加傾向にある。令和3年の外国人労働者の死傷者数は、5715人

○重点業種等における労働災害発生状況

- ・死亡者数は、第13次労働災害防止計画の重点業種（建設業、製造業、林業）で減少している。
- ・死傷者数は、建設業、製造業で令和3年は前年より増加している。
- ・陸上貨物運送業の死傷災害を事故の型別で見ると「墜落・転落」が最も多く、「転倒」「動作の反動・無理な動作」が増加している。
- ・第三次産業（小売業など）では、労働災害が増加しており、このうち「転倒」や「動作の反動・無理な動作」で増加している。

作業行動に起因する災害
(転倒・腰痛等)

高年齢労働者
(特に安全配慮が必要)

中小事業者、第3次産業
(安全衛生対策が不十分)

いずれの業種でも事業者規模別にみると労働者数10人～29人が最多

労働災害の現状等（その2）

○職場における労働者の健康状態等

（職場における傷病等を抱える労働者の現状）

- ・日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院している。
- ・一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
- ・疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後。一方で、傷病（がん、糖尿病等の私傷病）を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組（相談窓口等の明確化、両立支援に関する制度の整備等）がある事業所の割合は41.1%（令和3年度労働安全衛生調査（実態調査））

（労働者の心身の健康状態）

- ・現在の仕事や職業生活に関する事で、強い不安やストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は、53.3%。
また、精神障害等の労災補償認定件数は、増加傾向にあり、令和3年は629件。
- ・一方で、労働者数50人以上の事業場にはストレスチェック等の実施を義務付け、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場も30人以上の事業場では増加傾向、特に労働者数30人未満の事業場（小規模事業場）において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場が増加せず、むしろ減少傾向がみられる。
- ・脳・心臓疾患の労災補償認定件数は減少傾向にあるものの、いまだ170件を超えている。

中小事業者の安全衛生対策の取組の遅れ

○化学物質等を起因物とする労働災害の状況等

- ・化学物質（有害物）を起因物とする労働災害が年間約400件発生し、化学物質による疾病が年間約250件発生しており、減少がみられない。
- ・特化則等の個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、化学物質による労働災害全体の8割を占めており、個別規制対象外の危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理の定着が必要。
また、製造業のみならず、建設業、第三次産業における災害も多い
- ・石綿使用建築物の解体は2030年頃がピークを迎えることから、更なる石綿ばく露防止対策の確保推進が必要。
- ・じん肺所見が認められる労働者は減少しているが、粉じん作業労働者数は増加している。

【参考】健康・安全に関連する開示事項 (例)

- 「健康・安全」については、例えば下表のような事項が挙げられる (労働災害の発生件数・割合、死亡数などは複数の開示基準等に共通)。

開示事項 (例)	任意の開示基準				制度開示・準制度開示			
	ISO (*1)	WEF	SASB	GRI	日本		米国 (SEC)	欧州(ESRS (CSRD)(草案))(*3)
					(有報) (*2)	(CGコード)		
労働災害の発生件数・割合、死亡数等	○	○	○(*4)	○	・人材育成方針と社内環境整備方針につき、方針と整合的に測定可能な指標、その目標・進捗状況と併せて開示	・従業員の健康・労働環境への配慮など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき (補充原則 2-3①)	○	
医療・ヘルスケアサービスの利用促進、その適用範囲の説明	-	○	-	○			-	
安全衛生マネジメントシステム等の導入の有無、対象となる従業員に関する説明	-	-	-	○			○	
健康・安全関連取組等の説明	-	-	○(*5)	-			-	
(労働災害関連の) 死亡率	-	-	○(*6)	-			-	
ニアミス発生率	-	-	○(*7)	-			-	
労働災害による損失時間	○	-	-	-			-	
(安全衛生に関する) 研修を受講した従業員の割合	○	-	-	-			-	
業務上のインシデントが組織に与えた金銭的影響額	-	○	-	-			-	
労働関連の危険性 (ハザード) に関する説明 など	-	-	-	○			-	

(注) (*1) 大企業向けの「社内で議論すべきこと」・「社外に開示すべきこと」の両方に係る事項と、同「社内で議論すべきこと」のみに係る事項が対象。開示事項の検討に幅広い材料を提示する観点から、後者も上表の対象に含めている。

(*2) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 (2022年6月13日) を基にした記載であり、未確定であることに留意。

(*3) 2022年4月29日にEFRGがパブリック・コンサルテーションに付した欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) のドラフトを基にした記載であり、同基準及びCSRDの確定までに変更が生じる可能性につき留意。

(*4) 基準内に該当事項が含まれている業種例: 建設資材、石油・ガス・探査・生産、レジャー施設など。

(*5) 基準内に該当事項が含まれている業種例: 燃料電池・産業用電池、化学品、半導体、陸運など。

(*6) 基準内に該当事項が含まれている業種例: 食肉・鶏肉・乳製品、電気事業・発電事業、エンジニアリング・建設サービスなど。

(*7) 基準内に該当事項が含まれている業種例: 石油・ガス・サービス、農産物、鉄道輸送など。

(出所) ISO30414:2018 Table 2、WEF「ステークホルダー資本主義の進捗の測定～持続可能な価値創造のための共通の指標と一環した報告を目指して～」(2020年9月)、SASB業種別スタンダード (2018年)、GRI Standards (2022年6月時点最新版)、EFRAG "Exposure Draft ESRS S1 Own workforce" (2022年4月)、SEC Regulation S-K、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 (2022年6月13日)、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」を基に作成。



労働災害の現状を踏まえた論点

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働災害の現状を踏まえた論点（計画の柱（論点））

○第14次労働災害防止計画については、現状を踏まえ以下の対策を柱（論点）とすることについて、どう考えるか

①労働者の協力を得て企業が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・労働者の安全衛生対策の取組が遅れている中小事業者等に対して、企業経営の観点からも事業者にとって安全衛生対策がプラスになるといったことを周知するなど、事業者が自発的・主体的に取り組むための環境整備を進めることが必要。

そのために国は、企業・労働者の意識啓発や取組促進のための支援（※）を行うこととしてはどうか

- （※） i 安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価され、主体的に安全衛生対策に取り組むための環境整備
- ii 更なる対策強化のため、災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知
- iii 労働安全衛生におけるDXの推進

【労働安全衛生対策をめぐる企業を取り巻く環境への対応】

②作業行動に起因する労働災害の防止

③高齢労働者の労働災害防止の推進

④個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑤多様な働き方への対応や外国人労働者等の災害防止対策の推進

⑥実態を踏まえた産業保健活動の推進（含む治療と仕事の両立支援）

⑦労働者の健康障害防止対策の推進

- i メンタルヘルス対策
- ii 過重労働防止対策
- iii 熱中症・騒音対策等

【業種や災害の特性に応じた更なる安全衛生対策の推進】

⑧陸上貨物運送事業対策の推進

⑨建設業、製造業、林業の重篤な災害が多く発生している業種の安全衛生対策の推進

⑩化学物質等による健康障害防止対策の推進

⑪石綿、粉じん対策の推進

○ 上記に掲げる項目（計画の柱）に対し、

① 行政として事業者や労働者に取り組んで頂きたいことをあらかじめ明らかにした上で、

② ①に対する国の支援等

について計画に定めることについてどのように考えるか。

○ その上で、上記①の実施状況を確認する指標（取組の実施率などの**アウトプット**）を設定し、

アウトカム（達成目標）を定めることについてどのように考えるか

労働災害の現状を踏まえた論点（目標・指標について）

<アウトプット指標（案）（それぞれの重点課題に対する取組の効果を確認する指標イメージ）>

○労働者の作業行動に起因する労働災害の防止

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業所の割合
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業所における正社員以外への雇入時教育の実施率
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業所の割合

○高年齢労働者の労働災害防止の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業所の割合

○多様な働き方への対応、外国人労働者等の災害防止対策の推進

- ・（再掲）卸売業・小売業／医療・福祉の事業所における正社員以外への雇入時教育の実施率
- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業所の割合

○実態を踏まえた産業保健の推進（含む治療と仕事の両立支援）

- ・必要な産業保健サービスを受けることができる事業所の割合

○メンタルヘルス対策・過重労働・熱中症による健康障害防止対策

- ・月末1週間の就業時間が40時間以上である雇用者のうち、その就業時間が60時間以上である者の割合
- ・50人未満の小規模事業場における外部機関を含めたメンタルヘルス対策に関する相談体制の整備の割合
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合
- ・熱中症災害防止のためにWBGT値を把握している事業場の割合

○業種や災害の特性に応じた更なる安全衛生対策の推進

- ・（再掲）転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業所の割合

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・危険有害性区分のある化学物質についてリスクアセスメント、ラベル表示、SDS通知を行っている事業場の割合
- ・リスクアセスメント結果に基づいた、自律的な化学物質のばく露を低減する措置の実施状況

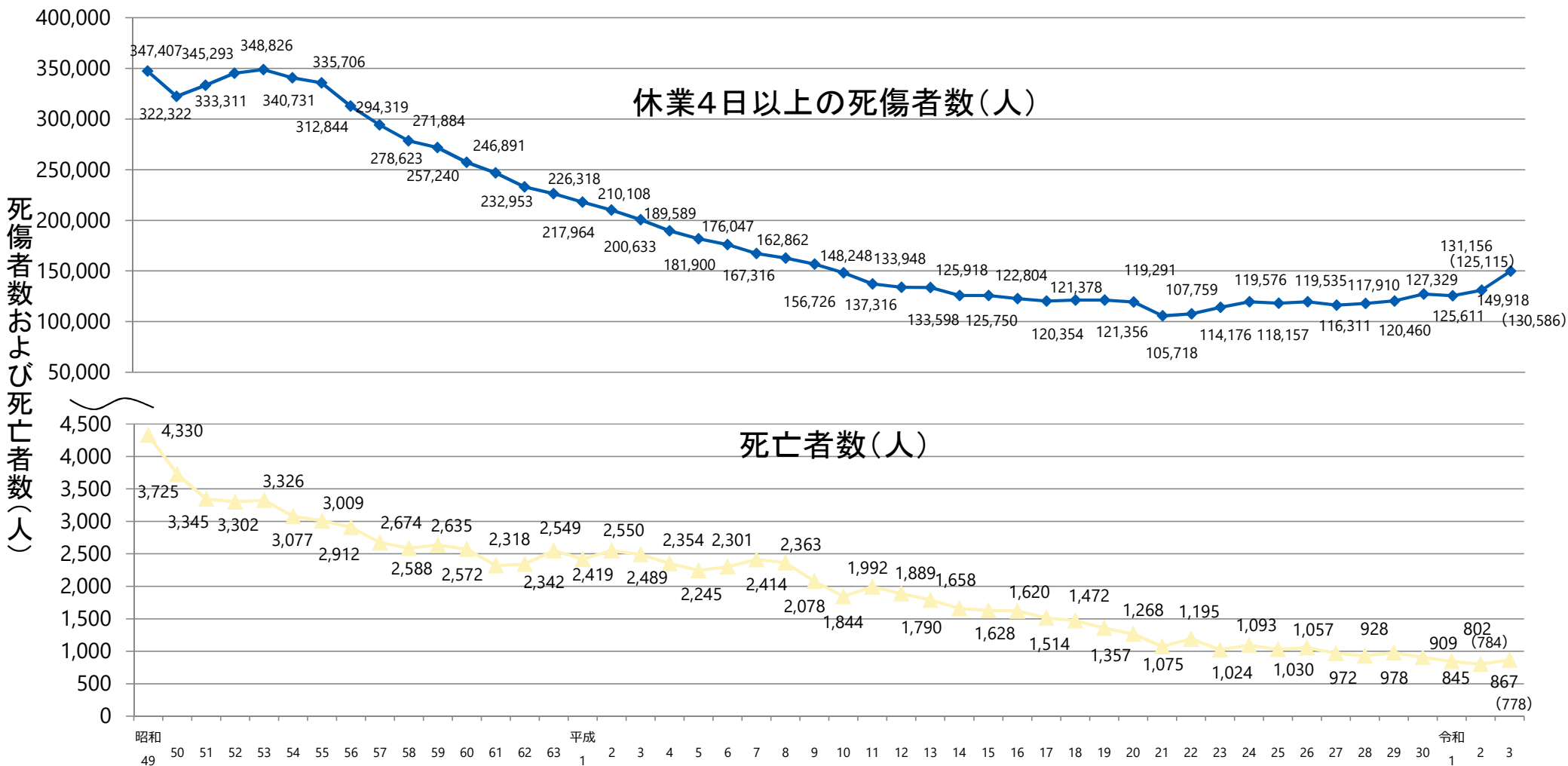
<アウトカム（達成目標）>

- 課題解決に向けた取組の結果として見込まれる死亡者数及び死傷者数の減少（若しくは千人率や労働損失日（休業見込み日数））状況について、計画全体の遂行状況の指標として設定してはどうか。
- 業種別等の指標の設定についてどのように考えるか

計画期間中に労使に何を取り組んで頂きたいかを明確にする。
計画期間中、各指標について評価を行い、国の支援の効果、災害減少の寄与度等を検証

死傷災害の災害発生状況

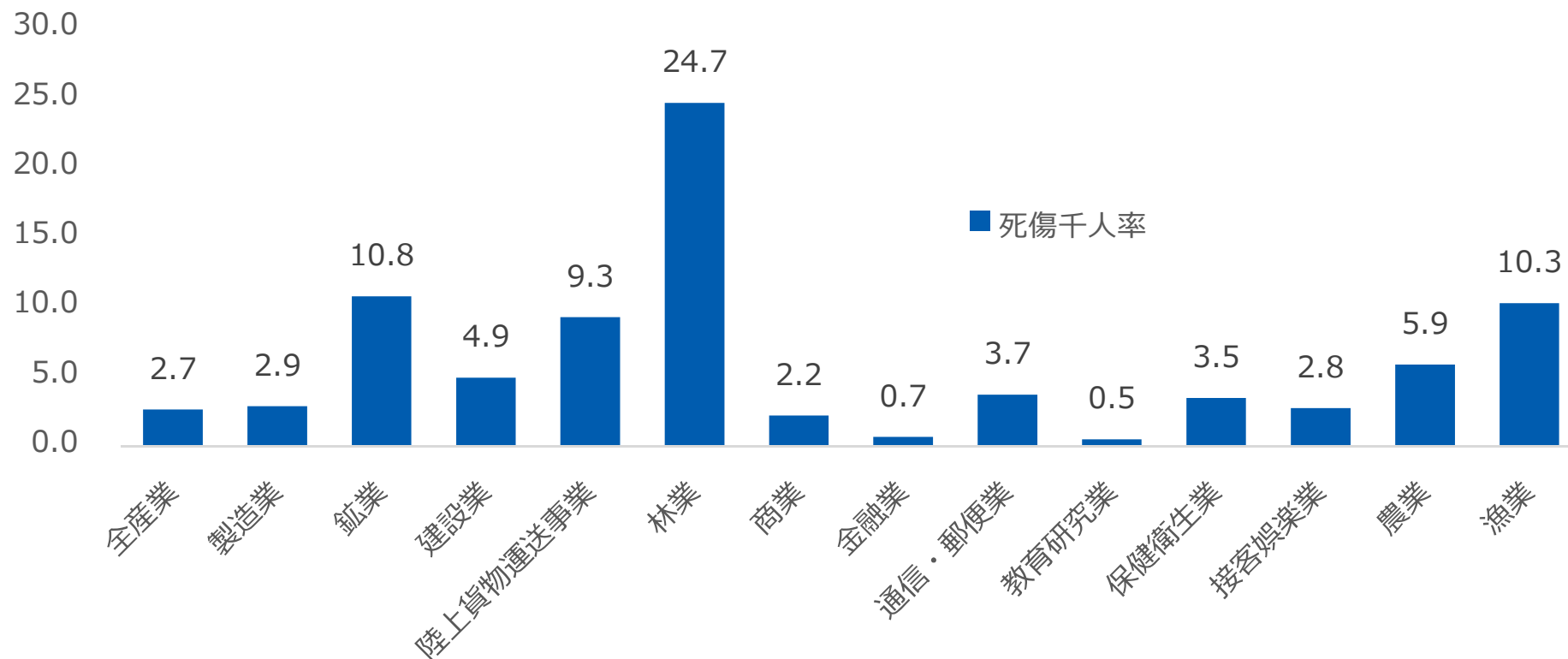
- 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに、長期的には減少傾向にある。
- 死亡者数は、平成29年以降減少傾向にあったものの、増加に転じた。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、平成10年以降で過去最多となった。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※()内は新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

死傷災害の災害発生状況

業種別死傷年千人率（休業4日以上）



資料出所: 労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

注1) 年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもの

注2) 死傷者数は労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数、労働者数は労働力調査(総務省)による雇用者数(役員を除く)を用いて算出

注3) 労働者死傷病報告と労働力調査の業種分類は、細部が異なっていることに留意する必要がある。

注4) 労働力調査の雇用者数は万人単位で公表されているが、年千人率は有効数字にかかわらず小数点以下第1位まで算出した。

論点① 関係

① 企業・労働者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- i 安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価され、主体的に安全衛生対策に取り組むための環境整備
- ii 更なる対策強化のため、災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知
- iii 労働安全衛生におけるDXの推進

(論点①関係) 労働者の協力を得て企業が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発について

- 第3次産業、中小事業者では労働災害防止のための対策やメンタルヘルスへの取組に係る実施の必要性の認識は必ずしも高くないと考えられる。
- このように事業場等における安全衛生対策に取り組む優先順位が低くなっていることが災害増加の要因となっているのではないかと考えられる。

労働者の安全衛生は何よりも優先すべきであるが、経営的メリットを感じないと行政指導を受けたときだけ取り組むなど一過性になりがち

- 災害防止等を進めるためには、安全衛生対策に必ずしも関心が高くなく、取組の遅れている中小企業、第3次産業の事業者に対して、単に法令等の内容を説明した取組を求めるだけでなく、安全衛生対策に取り組むことが事業者にとって経営面や人材確保の観点からもプラスとなることを説明するなど、安全衛生対策の実施を促す取組が不可欠

中小企業等の事業者への取組の働きかけ

- 従来の業種や働き方等に応じた安全衛生対策に加えて、安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価され、主体的に安全衛生対策に取り組むための働きかけや環境整備を行うことについて、どのように考えるか

上記の環境整備のため行政の取組としてどのようなことが考えられるか

<想定される取組(案)>

- ・ 健康経営やSDGsなどと連携して、安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価される環境の整備
- ・ 安全衛生対策が経営に及ぼす影響の周知(安全衛生対策の経営的メリット、労働災害時の損失)
- ・ 業種・業態に応じて効果の高い具体的な対策の提示(災害分析を強化し、エビデンスに基づく災害防止効果の説明)
- ・ 安全衛生分野のDXの推進(デジタル技術を活用した効果的・効率的な安全衛生活動)
- ・ 中小事業者に対するニーズに応じた支援

(参考) 安全衛生対策が経営に及ぼす影響の説明の例 (経営的メリット、労働災害時の損失)

健康経営取組から見た安全衛生対策

「健康経営とは」

- **健康経営**とは、従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、**健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること**。
- 健康投資とは、**健康経営の考え方**に基づいた具体的な取組。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に**業績向上や組織としての価値向上へ繋がる**ことが期待される。

「健康経営の認定実績 (2021年度)」

- 健康経営優良法人 (大規模法人部門) : 2,299件
- 健康経営優良法人 (中小規模法人部門) : 12,255件

「健康経営の取組メリット」

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



健康経営に取り組む企業に対するアンケート (令和3年健康経営度調査 (経済産業省HP))

製品・サービス等の発注の際に、取引先の健康経営の取り組みや労働安全衛生等の状況について、どのような内容を把握・考慮していますか。(いくつかでも、%)

健康経営施策の実施状況	健康経営の表彰制度の取得状況	従業員の過重労働の状況	メンタルヘルス対策の実施状況	労働安全衛生関連の法令遵守状況	労働安全衛生関連の認証取得状況	その他	特に把握・考慮していない	無回答
41.9	41.1	40.6	26.4	63.9	24.3	11.4	17.8	0.2

(参考) 安全衛生対策が経営に及ぼす影響の説明の例 (経営的メリット、労働災害時の損失)

社会的要請から見た安全衛生対策

「SDGsとは」

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、17の目標と169のターゲット達成により、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、途上国及び先進国で取り組むもの。

「持続可能な開発目標 (一部抜粋)」

目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.6 2020年までに世界の道路交通事故による死傷者を半減させる

3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。

8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



「ESG投資とは」

従来の財務情報だけでなく、環境 (Environment) ・ 社会 (Social) ・ ガバナンス (Governance) 要素も考慮した投資のことを指す。

(参考) 安全衛生対策が経営に及ぼす影響の説明の例 (経営的メリット、労働災害時の損失)

労働災害による損失

- 労働者の安全衛生対策の推進は、災害が生じた場合の労働損失等を考慮すれば、自社の経営にも大きく影響するといえるほか、自社内の問題に留まらず、取引先や社会からの要請としてその実施が求められつつある

(労働損失の試算)

令和3年のすべての労働者死傷病報告から休業見込み日数のみを積算したとしても全産業で約1,200万日の休業見込み(試算)となる。これは、年間(240日)約5万人の労働が失われたことに相当する。

(試算) 2021年12月に公益財団法人日本生産性本部が公表した「労働生産性の国際比較 2021」における日本の時間当たり労働生産性の49.5ドル(5,086円)より換算すると約46億ドル(約4820億円)の損失に相当する。

なお、上記は、被災者の労働生産性喪失のみの損失であり、実際は、訴訟、物損等の補填や営業関連損失等による損失も加わると考えられる。(⇒次のページ参照)

	災害件数(件)	休業見込み総日数(日)
製造業	28,605	2,061,388
建設業	16,079	2,888,549
運輸交通業	17,867	1,529,869
農林業	2,795	452,937
商業	22,408	1,350,387
保健衛生業	29,153	1,080,363
全業種	149,918	11,839,852

令和3年労働者死傷病報告中休業見込み記載欄を積算(死亡災害は7500日と換算)

(参考) 安全衛生対策が経営に及ぼす影響の説明の例 (経営的メリット、労働災害時の損失)

個別災害の労働災害損失に係る研究例

○「平成17～19年度中小建設業者の安全意識向上に資する労働災害損失の計測手法の開発に係る研究」(厚生労働科学研究補助金労働安全衛生総合研究事業。以下「労働損失研究」という。)の研究結果では、労働災害が発生した場合、企業の経済的損失として、各種補償費用、訴訟関係費用、物損、生産関連損失(遅延回避等)、人的損失(被災者の稼得能力喪失、災害対応関係者賃金等)、営業関連損失(失注等)が生じると考察されている。上記の損失事項につき、建設工事の労働災害実態調査に基づき、損失額の計測、試算がなされている。

工事種類	労働災害の概要	災害程度	損失額
1 橋梁河川工事	シートパイル引抜中、クリアパイラーが落下	死亡	1億4,323万円
2 下水道施設工事	ヒューム管を移動中、ヒューム管と覆工板の間に両足を挟まれる	休業59日 休業40日	1億3,742万円 (失注1億円含む)
3 地下鉄建設工事	鋼管柱の建て込み作業中、型枠支保工と鋼管柱の間に身体を挟まれる	休業73日	3,805万円
4 病院施設増改修工事	脚立上で、カーテンボックスの撤去作業中、誤って脚立から墜落	休業44日	3,502万円
5 駅本屋他建設工事	ダクト上での作業中に墜落	休業311日	4,580万円
6 老人福祉施設新築工事	分電盤に接続作業中に感電	休業60日	3,484万円

平成17年労働損失研究抜粋

労働災害の概要	災害程度	損失額
1 掘削床整地作業中、崩壊してきた土砂を手で止めようとして骨折	休業約80日	7,116万円 元請会社：直接費58万円、間接費2,978万円 下請会社全体：直接費0万円、間接費4,080万円
2 土のう袋を一輪車で運搬中、狭い箇所を通行した際にバランスを崩し、墜落して左右手首骨折	休業約150日	3,521万円 元請会社：直接費128万円、間接費2,979万円 下請会社全体：直接費10万円、間接費404万円
3 作業通路でない基礎梁上を移動中、肩が単管パイプにぶつかりバランスを崩し、耐圧盤上に転倒して頸椎骨折	休業約240日	10,151万円 元請会社：直接費923万円、間接費2,999万円 下請会社全体：直接費2,000万円、間接費4,228万円

直接費は、労災保険料の増加額や示談金。間接費は、被災者の稼得能力喪失等を含む。

平成19年労働損失研究抜粋

(論点① - i 関係) 安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価され、主体的に安全衛生対策に取り組むための環境整備について

1. 現状・課題

- ・中小企業や第三次産業などにおいて、労働者の安全衛生対策の取組は遅れており、その重要性に係る認識は必ずしも高くないと考えられる。

2. 課題の分析

- ・(P12に示したとおり)

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・事業者が安全対策や産業保健活動の意義やメリット、若しくは災害発生時のデメリットを理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- ・健康経営を含めた産業保健活動の意義やメリットの見える化と事業者に対する啓発の強化
- ・企業・業界における転倒・腰痛等災害による経済的損失の「見える化」と訴求など、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で議論されている関係者の意識改革について、他の災害や業種についても展開
- ・上述の考えを取り入れた災害防止団体や一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会と連携した支援

など

(論点① - ii 関係) 更なる対策強化のため、災害情報の分析機能の強化と及び分析結果の効果的な周知企業・労働者の意識啓発や取組促進のための国の活動

1. 現状・課題

- ・先述の安全衛生対策の推進に当たり、各種労働災害防止対策について、その実施に対する災害防止の効果、有用性を定量的に検証し、より効果的な、納得性のある災害防止対策の推進を図っていくことが求められている。

2. 課題の分析

- ・各種労働災害防止対策の分析にあたっての基礎となる現在の労働災害統計については、労働災害統計の元となる労働者死傷病報告において、「災害発生状況及び原因」欄の記載の粒度が一定程度事業者に委ねられている部分があり、情報量に差があるほか、記載がデジタル化されていないなどの課題があり、より詳細な分析研究の推進の妨げになっている。

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・1の課題は主として行政や災害防止団体等安全衛生を推進する団体において取り組むことであるが、事業者は労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や記載内容の充実等国に協力する

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- ・一部の事件事例のみならず、労働者死傷病報告を詳細に分析し、事故原因等の要因解析をより深化させるための体制整備（労働安全衛生総合研究所）を検討
- ・労働災害統計の基となる労働者死傷病報告について、デジタル技術の活用により、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進する。

(論点① - iii 関係) 労働安全衛生におけるDXの推進について

1. 現状・課題

- ・デジタル技術の発展、A I やウェアラブル端末等の新たな科学技術の開発が進み、様々な分野でその活用が広がってきており、産業の現場でも活用できる可能性がある。
- ・事業者が保険者と連携して労働者の健康づくりを推進する「コラボヘルス」は徐々に進んでいるが、現状では一部の事業場での実施に止まっている。

2. 課題の分析

- ・デジタル技術や、A I やウェアラブル端末等の新たな科学技術の有用性や活用方法について十分検証できていない。
- ・事業者にとって、コラボヘルスを進めることの意義やメリットが十分認識されていない。また、事業者・保険者双方においてコラボヘルスを行う方策が十分に確立しているとはいえない。

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・デジタル技術や、A I やウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的な安全衛生活動を行う。
- ・事業者は、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の予防、健康づくりなどを推進（コラボヘルスの実現）。
- ・電子申請の活用

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- ・A I やウェアラブル端末等の新技術を活用した、効率的な安全衛生活動について検討し、推進を支援
(上記を推進するに当たって阻害要因となる規制等については、必要に応じ見直す)
- ・事業者に対して、コラボヘルスの推進についての健診月間等を通じた周知や事例の横展開等による普及啓発し、コラボヘルスを実施した場合に支援を実施

など

論点②～⑪関係

(労働安全衛生対策をめぐる企業を取り巻く環境への対応)

② 作業行動に起因する労働災害の防止

③ 高年齢労働者の労働災害防止の推進

④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑤ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の災害防止対策の推進

⑥ 実態を踏まえた産業保健活動の推進 (含む治療と仕事の両立支援)

⑦ 労働者の健康障害防止対策の推進

i メンタルヘルス対策 ii 過重労働防止対策 iii 熱中症・騒音対策等

(業種や災害の特性に応じた更なる安全衛生対策の推進)

⑧ 陸上貨物運送事業対策の推進

⑨ 建設業、製造業、林業の重篤な災害が多く発生している業種の安全衛生対策の推進

⑩ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

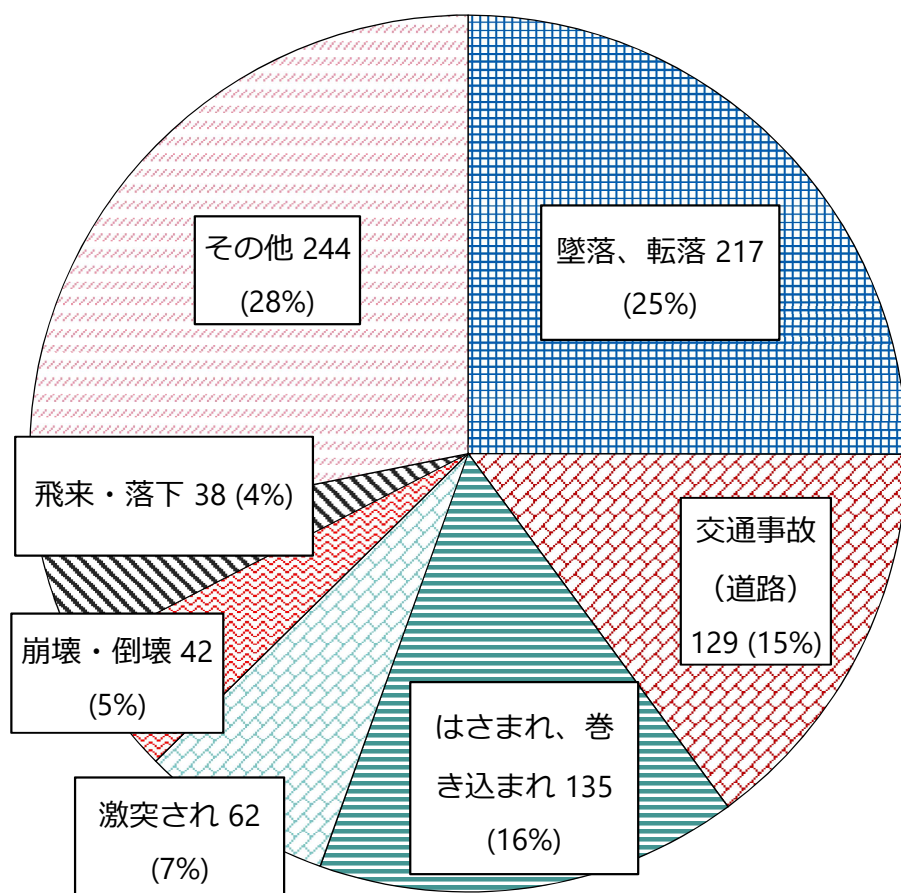
⑪ 石綿、粉じん対策の推進

死傷災害の災害発生状況

- ・死亡者数は、「墜落・転落」(25%)、「はさまれ、巻き込まれ」(16%)、交通事故の順が多い。
- ・死傷者数は、「転倒」(23%)、「墜落・転落」(14%)、「動作の反動、無理な動作」(14%)が多い。

死亡者数 (事故の型別)

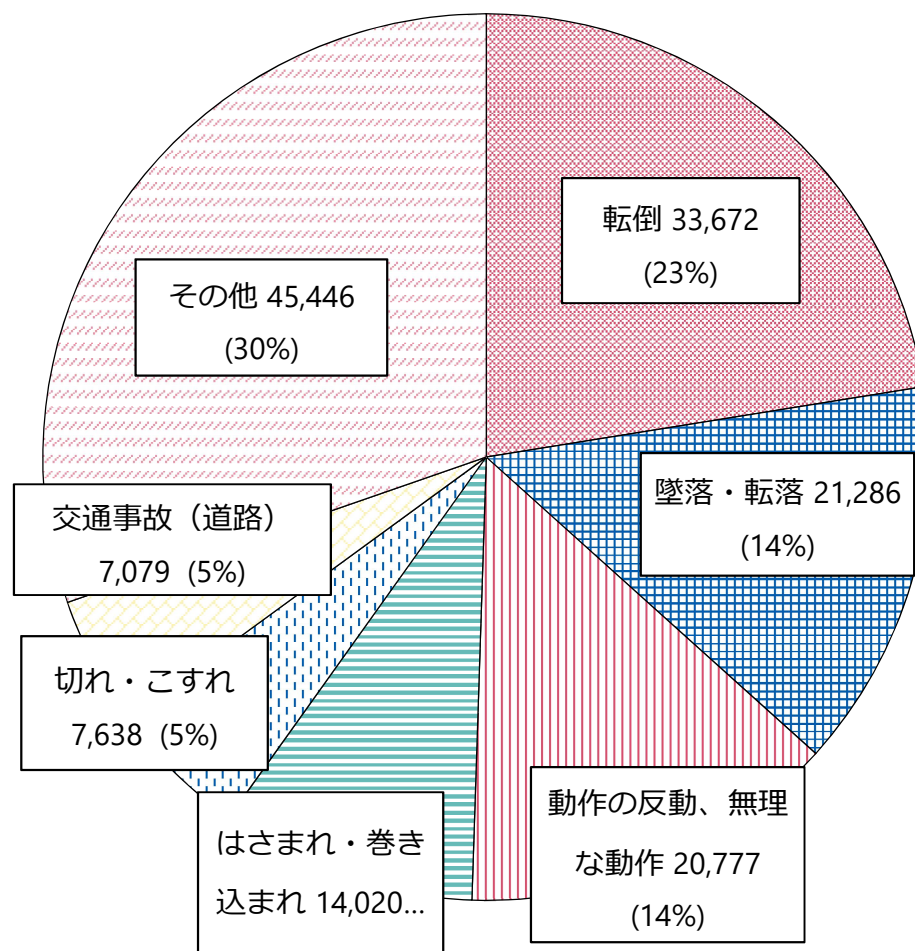
867人 (前年比+ 8.1%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上死傷者数 (事故の型別)

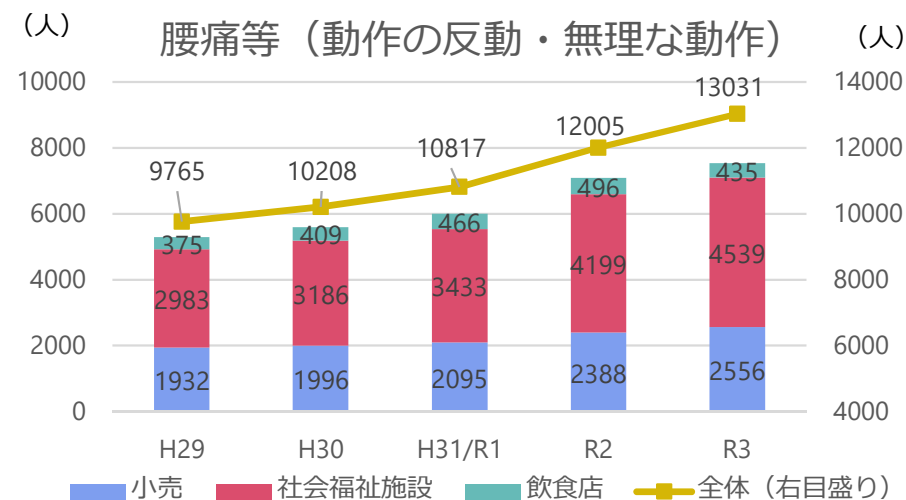
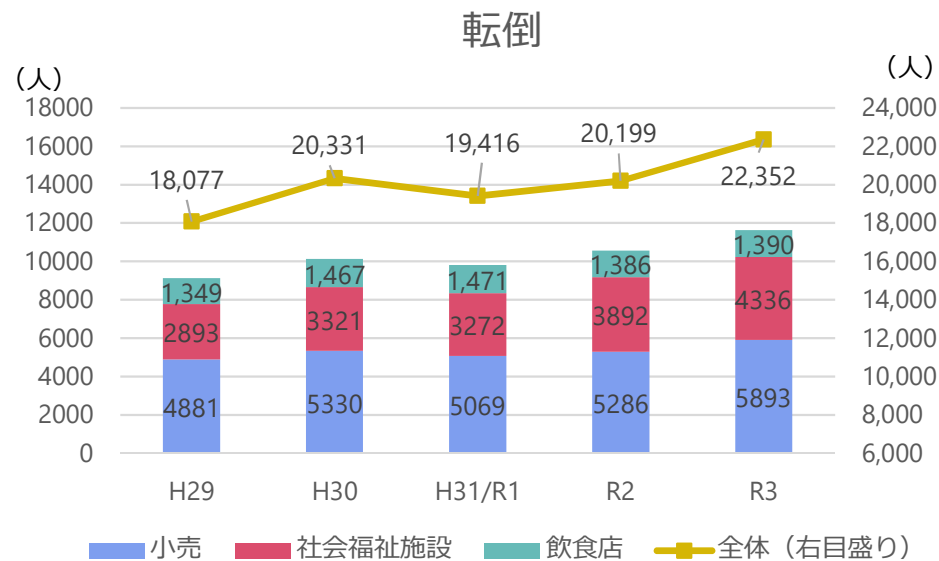
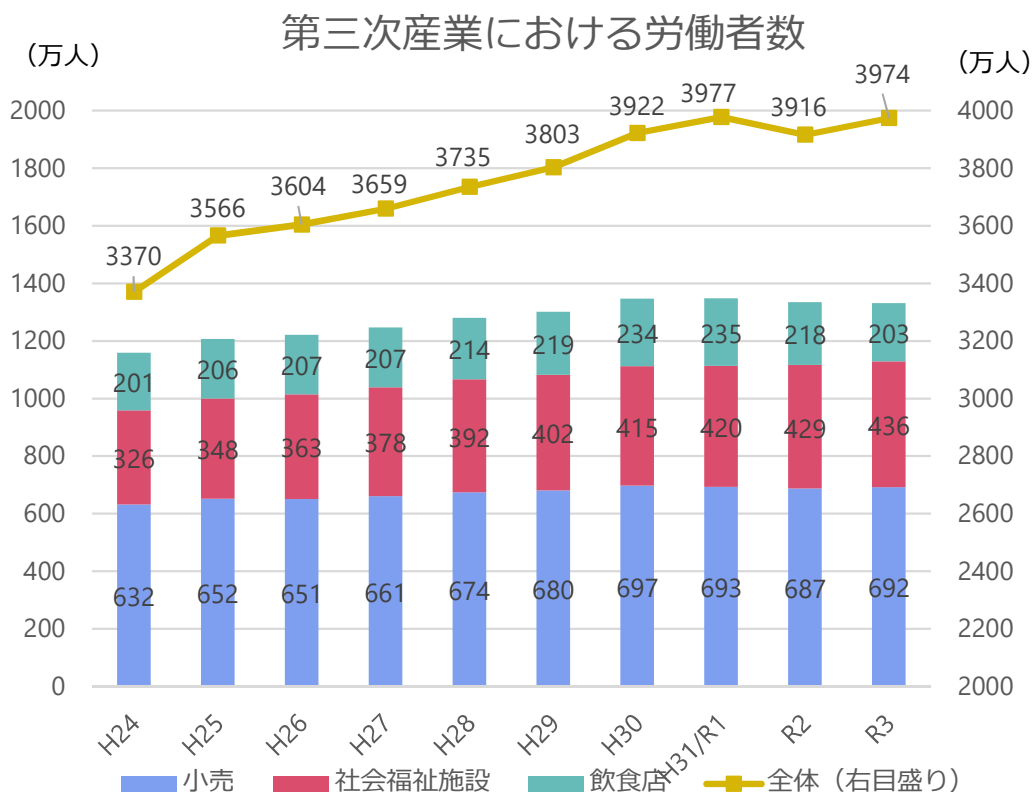
149,918人 (前年比+ 14.3%)



出典：労働者死傷病報告

第三次産業化による影響

- ・ 第三次産業における労働者は増加（飲食店は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で減少。）。
- ・ 転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する災害が増加。



データ出所：労働力調査（基本集計・年次）
 ※1年間の平均労働者数として、「役員を除いた雇用者数」を用いている。
 ※「運輸業、郵便業」のうち運輸業及び運輸に附帯するサービス業を除く

データ出所：労働者死傷病報告

（論点②関係）労働者の作業行動に起因する災害対策の推進

1. 現状・課題

- ・第13次労働災害防止計画期間中、小売店・社会福祉施設を中心に新型コロナウイルス感染症による労働災害が増加したものの、それを差し引いても死傷災害年千人率は増加（災害動向等は参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績（報告）参照）

2. 課題の分析

- ・労働者の高齢化も背景となり、労働者の作業行動に起因し、身体機能等個人要因の影響も大きい転倒・腰痛災害を中心に増加しており、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で議論中

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・転倒災害について、対策を講ずべきリスクであることの認識と取組の促進
（指標案）転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業所の割合（令和3年の実績は不明）
- ・身体機能低下を抑制し転倒を予防するための運動プログラムの導入、職域におけるスポーツの推進（全業種）
（指標案）職場における運動プログラムやスポーツ推進の取組の導入率（参考指標案：成人のスポーツ実施率（令和3年 56.4%））
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等の教育の徹底
（指標案）卸売業・小売業／医療・福祉の事業所における正社員以外への雇入時教育の実施率（平成27年 39.9%/52.4%）
- ・作業態様に応じた腰痛予防対策への取組の実施
（指標案）介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業所の割合（令和3年の実績は不明）

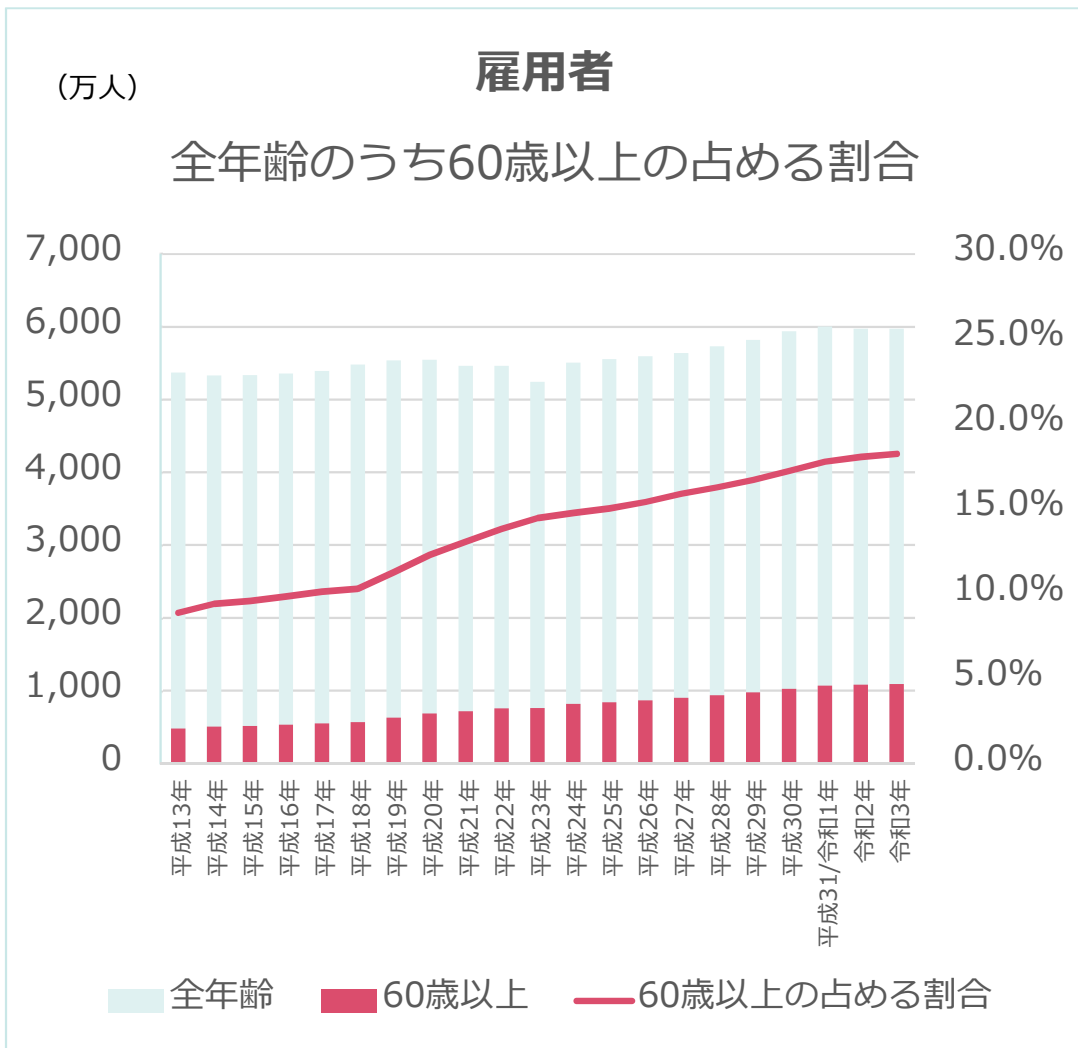
4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

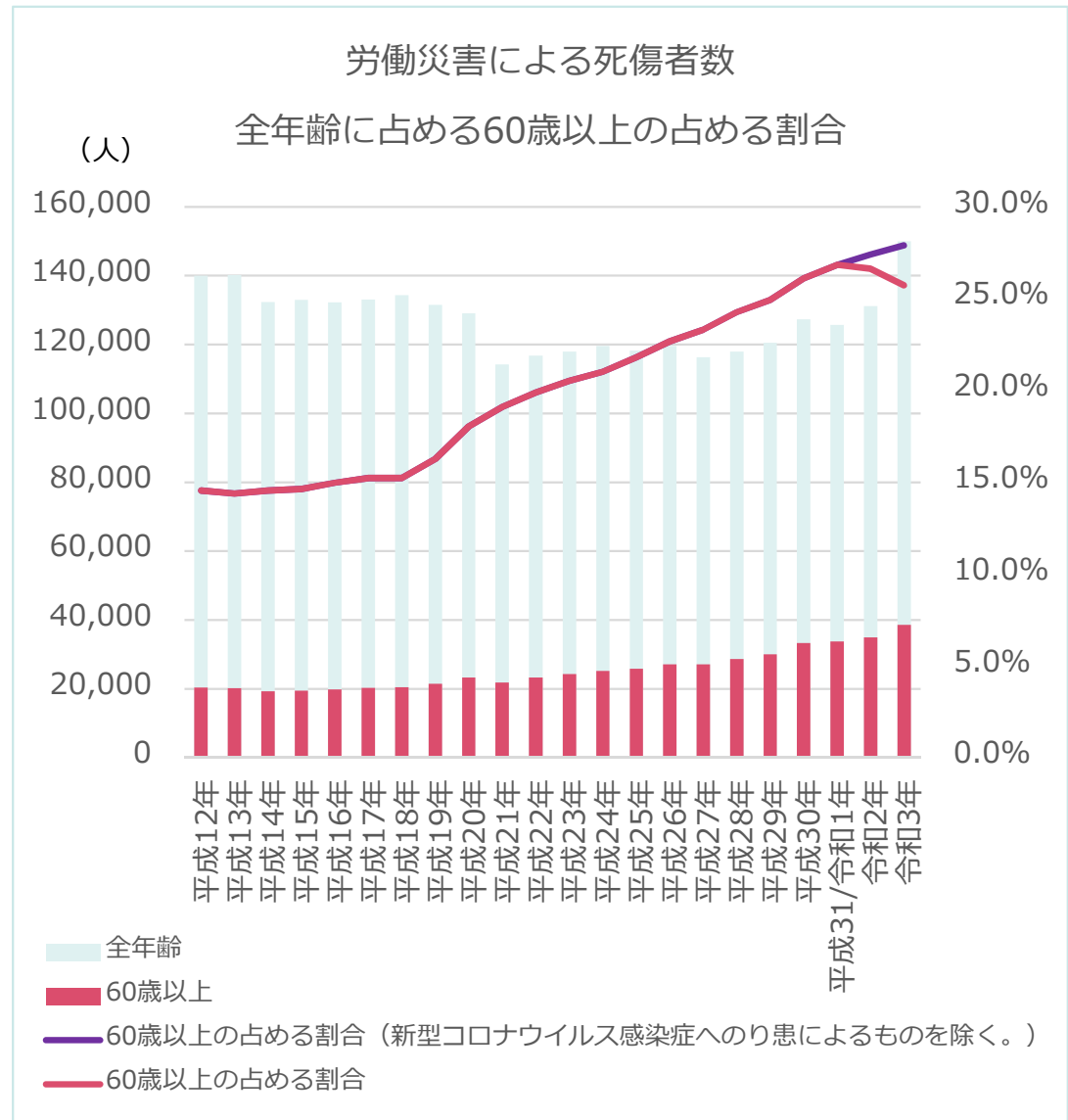
- ・企業・業界における転倒・腰痛等災害による経済的損失の「見える化」と訴求など、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で検討

高齢者の就労と被災状況

- ◆ 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の占める割合は18.2%(令和3年)
- ◆ 労働災害による休業4日以上¹の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の占める割合は25.7%(同)



資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

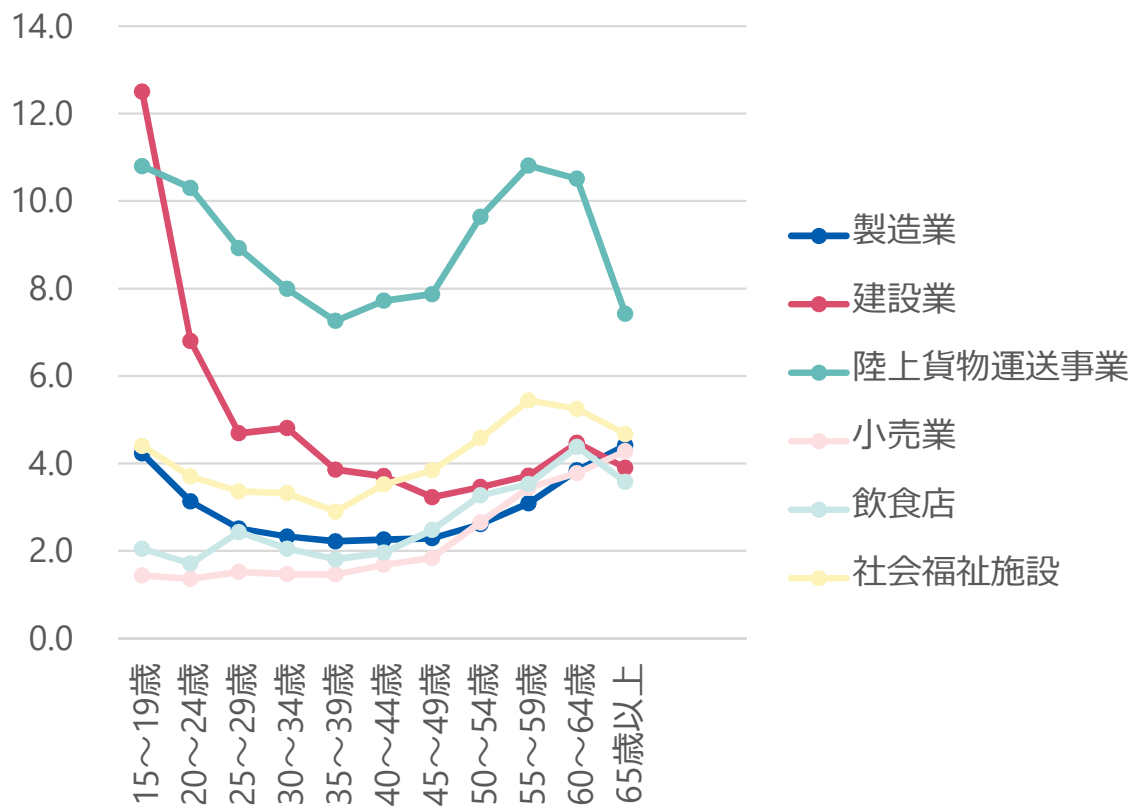


資料出所：労働者死傷病報告

高年齢労働者の労働災害の特徴① 年齢別・男女別・業種別の傾向

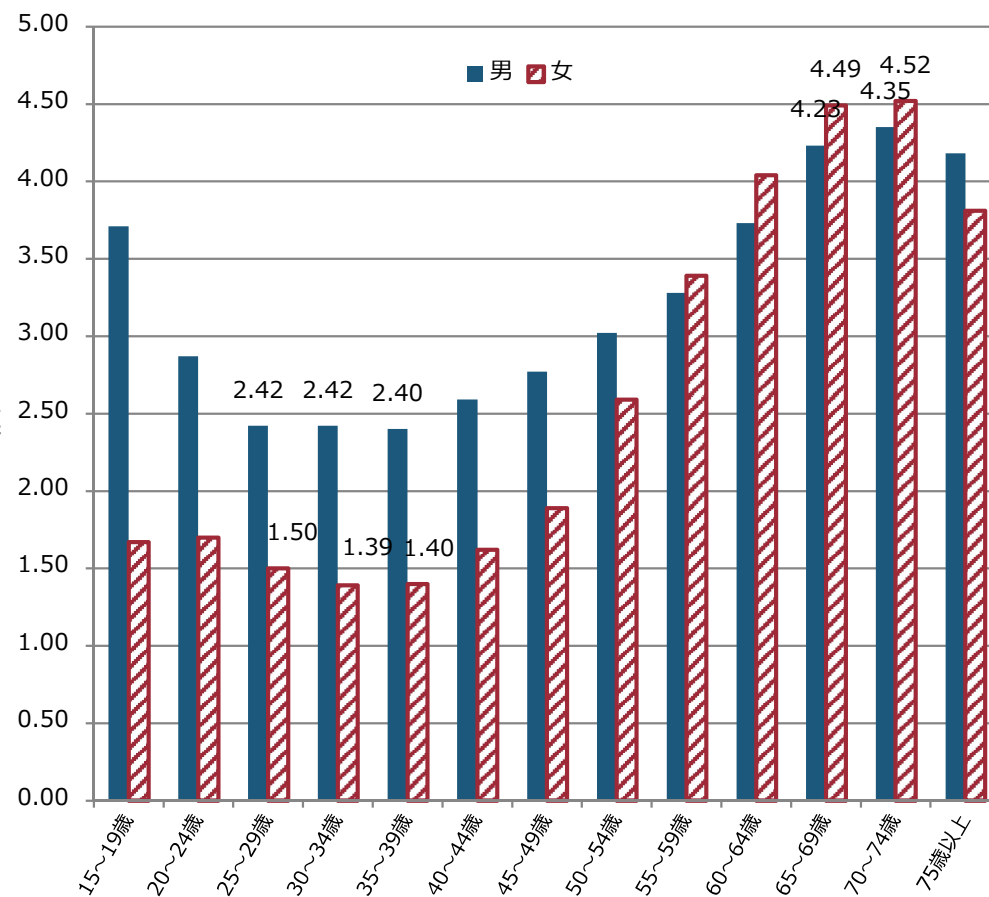
- 労働災害発生率（千人率）は、男女ともに、若年層と高年齢労働者で高い。
- 65～74歳の労働災害発生率（千人率）を、30歳前後の最小値と比べると、**男性で約2倍、女性で約3倍。**

年齢別・業種別 千人率



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
 労働力調査（基本集計・年次・2021年）
 ※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

年齢別・男女別 千人率



※千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000
 ※便宜上、15～19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
 労働力調査（基本集計・年次・2021年）

(論点③関係) 高年齢労働者の労働災害防止の推進について

1. 現状・課題

- ・高年齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加（その他参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績(報告)参照)

2. 課題の分析

- ・身体機能低下や認知機能の低下の影響により若年層と比較して相対的に被災しやすい高年齢労働者が増加

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・労働者個人の状況に応じた適正配置の推進の他、論点②に掲げる転倒対策
(指標案)「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業所の割合(令和3年の実績は不明)
- ・保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の予防、健康づくりなどを推進(コラボヘルスの実現)

など

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の「エッセンス版」の作成・周知啓発
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で検討
- ・健診月間等を通じた周知や事例の横展開等によりコラボヘルスを普及啓発し、実施した場合の支援体制を整備

(論点④関係) 個人事業者等に対する安全衛生対策について

1. 現状・課題

- ・令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断が示された。
- ・これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布された。
- ・フリーランスの安全衛生対策について、発注者による措置やフリーランス自身による措置も含め、幅広く検討するため、令和4年5月に個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会を立ち上げ、検討を進めているところ。

2. 課題の分析

(個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会において議論中) (資料添付は割愛)

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

(個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会において議論中)

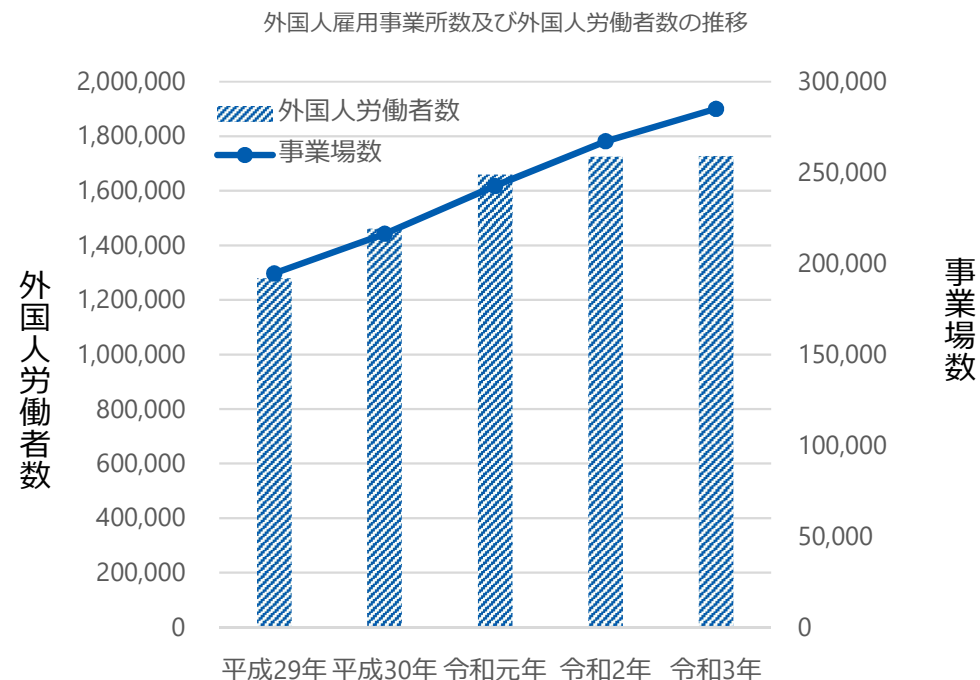
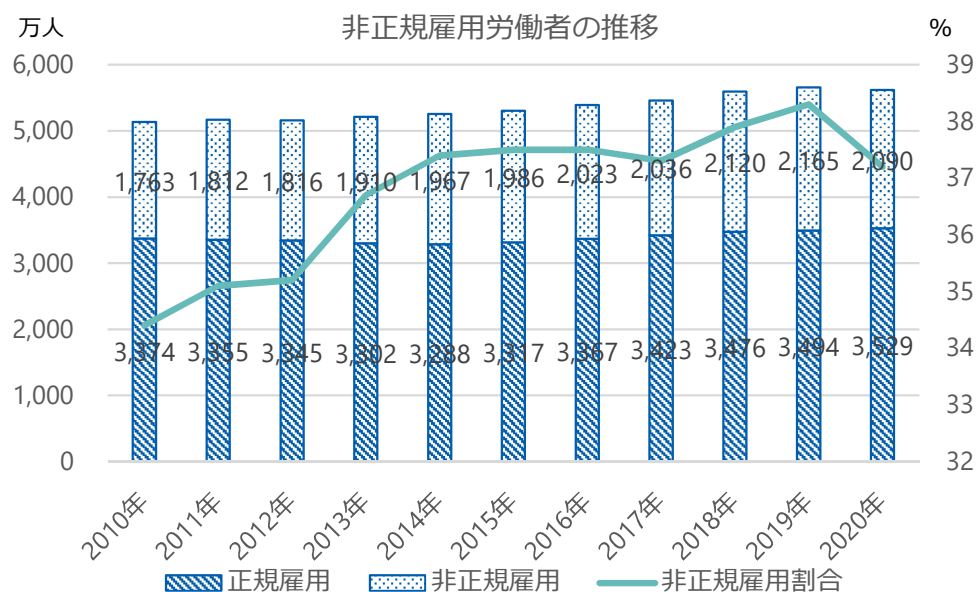
4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- ・個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会の結果を踏まえ対応

非正規雇用労働者、外国人労働者、個人事業者等多様な働き方の状況

- 令和2年の非正規雇用労働者は2,090万人。役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は37.2%
- 外国人雇用事業者数及び外国人労働者数は増加傾向（令和3年の在留資格別死傷者数（休業4日以上）5715件（令和2年4682件））

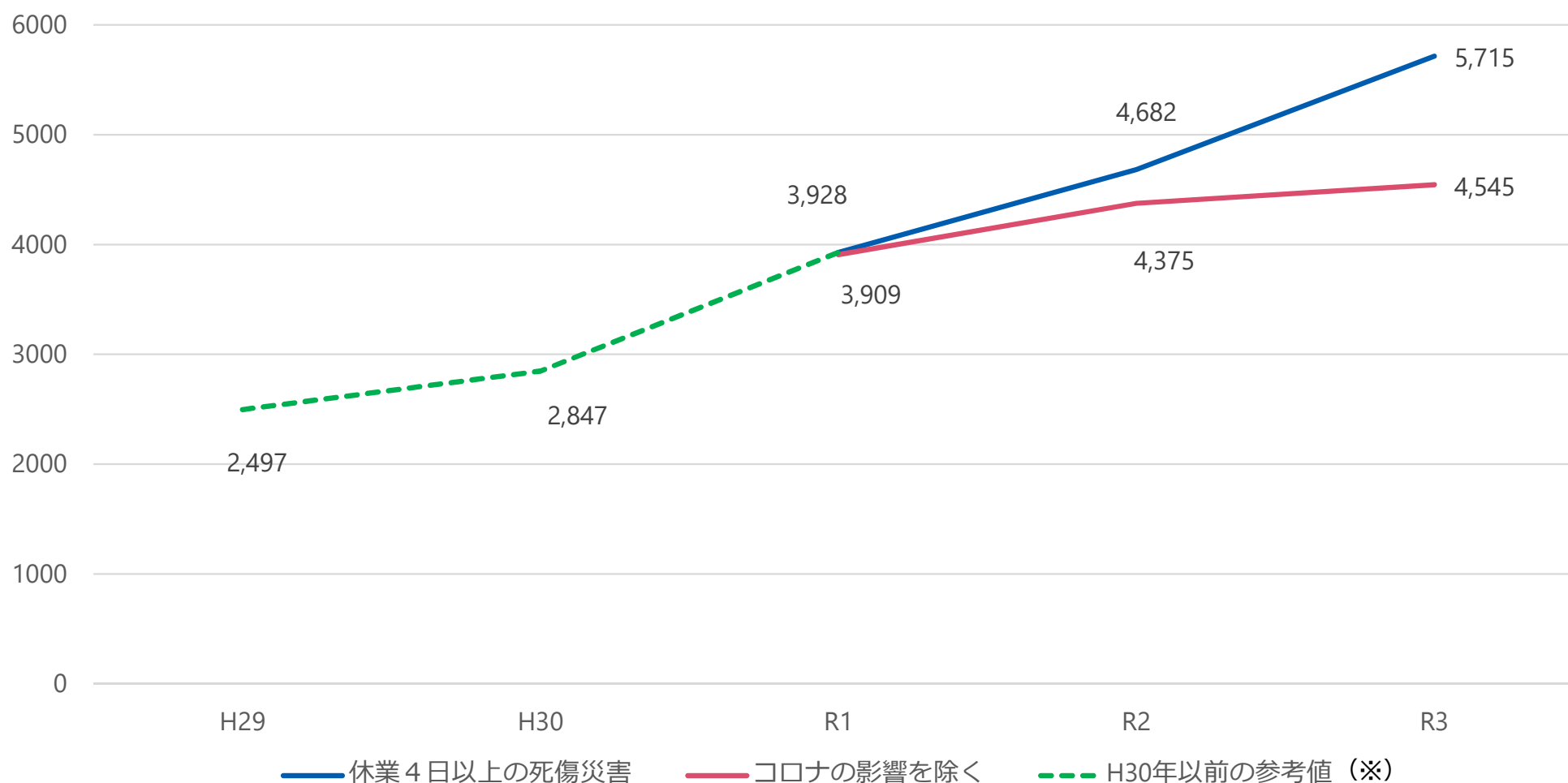


令和3年度版厚生労働省白書 資料編 7 雇用均等・児童福祉より数値引用
 (資料出所) 2004年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10
 (注) 1) 2010年から2016年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
 2) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(2015年国勢調査基準)。
 3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 4) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 5) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 6) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

令和4年1月28日厚生労働省発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月末現在)より数値引用

非正規雇用労働者、外国人労働者、個人事業者等多様な働き方の状況

外国人労働者の死傷者数の推移



出典：労働者死傷病報告（厚生労働省）

※ 労働者死傷病報告の報告事項に国籍や在留資格が含まれたのは令和元年以降であり、H30年以前の数値は労働基準監督署で把握出来た範囲の情報をもとに集計したもの。

(論点⑤関係) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働者等の災害防止対策の推進について

1. 現状・課題

- ・外国人労働者の増加に伴う労働災害の増加
- ・副業・兼業やテレワークの多様な働き方の普及（その他参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績(報告)参照)に伴い、「副業・兼業の促進に関するガイドライン(令和4年7月最終改定)」(以下「副業・兼業ガイドライン」という。)や「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン(令和3年3月改定)」(以下「テレワークガイドライン」という。)の改定を行った。

2. 課題の分析

- ・外国人労働者に対する安全衛生教育が進んでいない
- ・副業・兼業を行う労働者については、就業時間が長くなる可能性があるため、副業・兼業の特性を踏まえた健康確保を行う必要がある。
- ・自宅等においてテレワークを実施する場合においても、事業者は、労働安全衛生法等の関係法令等に基づき、労働者の安全と健康の確保のための措置を講ずる必要がある。

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・外国人労働者への着実な安全衛生教育の実施
(指標案) 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業所の割合(令和3年 25.1%)
- ・副業・兼業ガイドラインやテレワークガイドラインに基づく労働者の安全と健康の確保に取り組む。

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

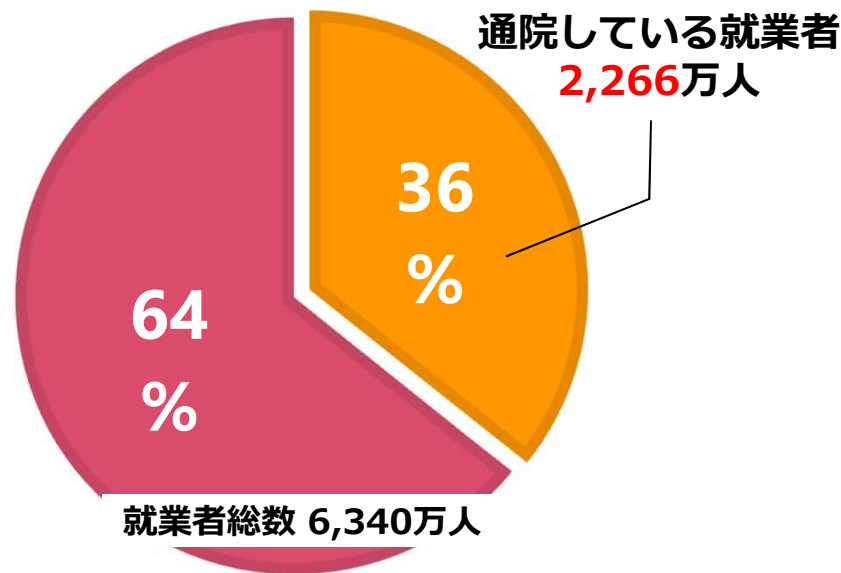
<支援策案>

- ・外国人労働者への効果的・効率的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対し危険が見える化するためのピクトグラム安全表示の開発の促進
- ・副業・兼業ガイドラインやテレワークガイドラインの更なる周知

疾病を抱える労働者の状況

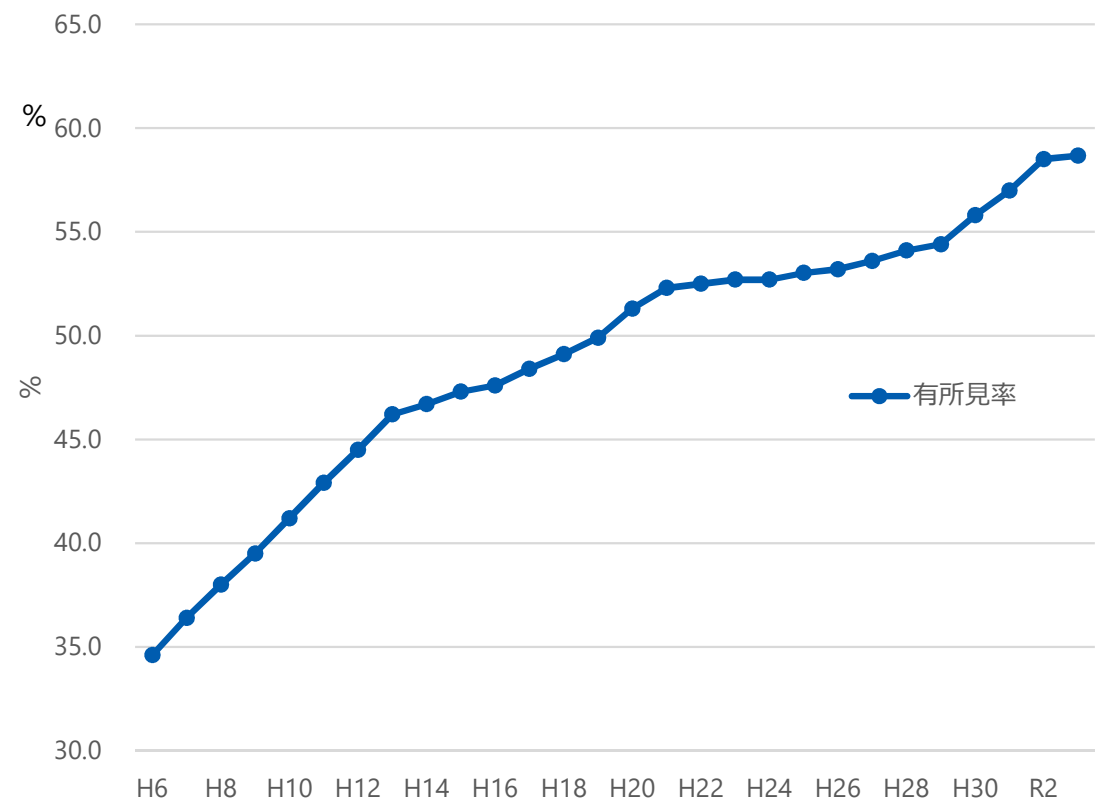
- 日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院している。
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
- 疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後
- 疾病罹患後に離職した理由として、業務の多忙や休暇の取得困難が最多である一方で、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所が約4割

通院している就業者の割合



資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

定期健康診断実施結果（年次別）



(出典：定期健康診断結果調)

(論点⑥関係) 実態を踏まえた産業保健の推進 労働安全衛生対策をめぐる企業を取り巻く環境への対応

1. 課題

- ・多様化する産業現場の課題に対応できるだけの産業保健体制が整備されておらず、労働者の疾病予防・健康保持増進のための活動が十分行われていない事業場が存在し、業務上疾病、メンタル不調等の減少が見られない。
(その他参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績(報告)参照)

2. 課題の分析

- 【産業保健体制の強化】産業現場の課題が多様化しているにもかかわらず、現状の規制が実情に合っておらず産業保健活動の効率性を損なっている部分がある等課題がある
- 【治療と仕事の両立】治療と仕事を両立できるような取組がある事業場のうち、研修等の意識啓発に取り組む事業場が約1割と最も少なく、産業保健スタッフ配置等の体制整備に関しては特に中小企業での取組が十分ではない。

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

【産業保健体制の強化】

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、効率的に活動する。
(指標案) 必要な産業保健サービスを受けることができる事業所の割合(事業場全体の60%)

【治療と仕事の両立】

- ・事業者は、支援が必要な労働者が申し出やすいように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

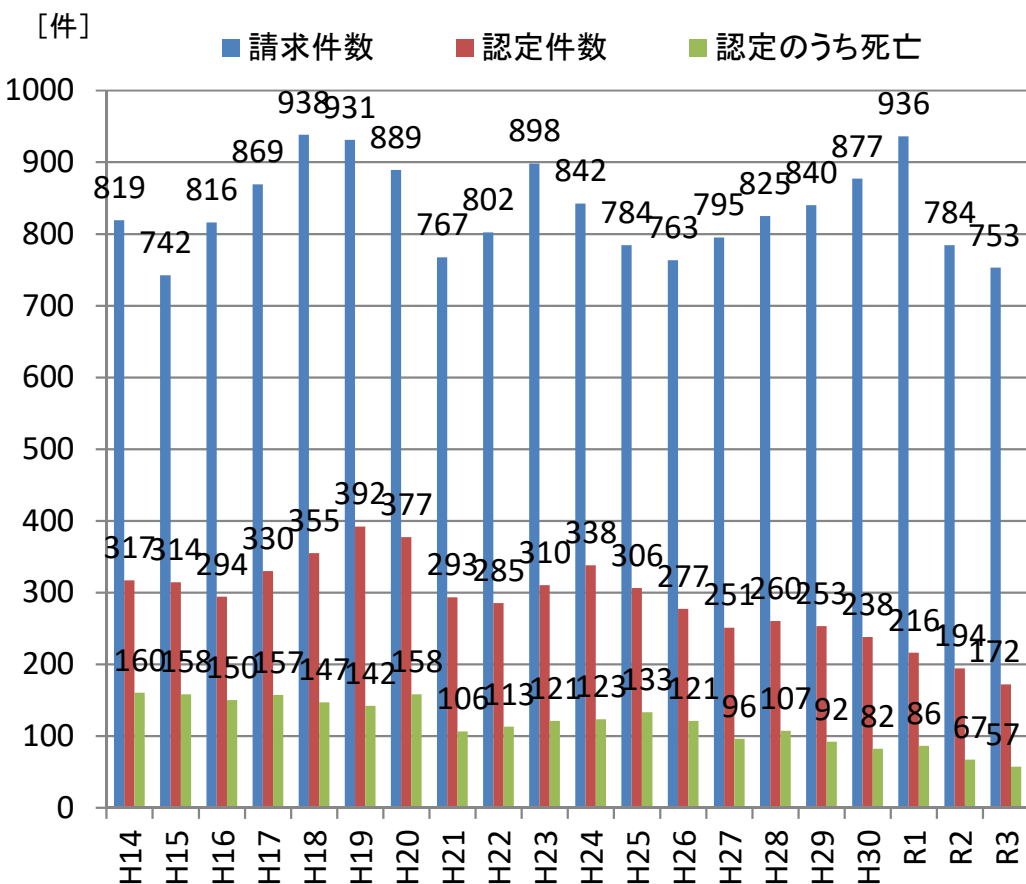
【産業保健体制の強化】

- ・産業医に加え、看護職等も含めたチームによる産業保健体制についての検討
- ・事業場の二ーズを踏まえた産業保健体制の確保方策の検討・実施
- ・産業保健スタッフの資質向上に向けた教育研修等の見直し

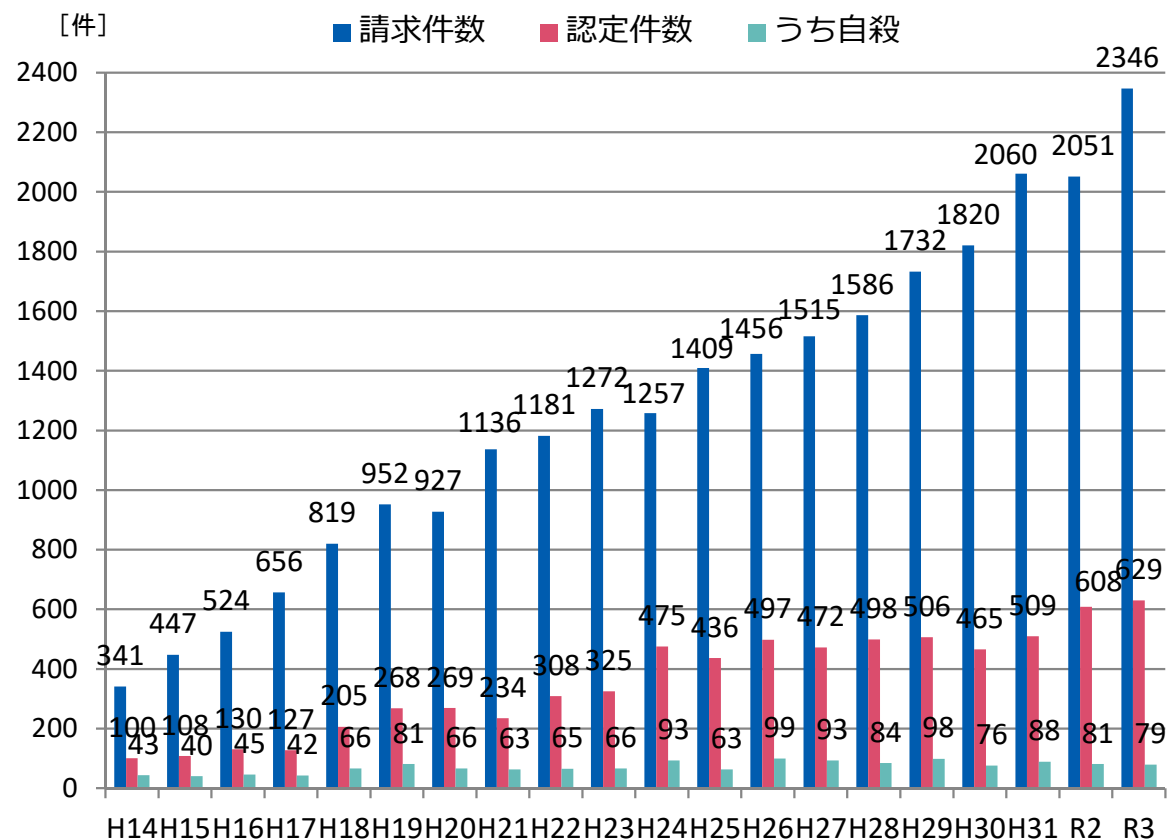
【治療と仕事の両立】企業や医療機関及び労働者本人を対象としたガイドライン等の両立支援に係る普及啓発 など

脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



注：自殺には未遂を含む
 (出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

(論点⑦ - i 関係) 労働者の健康障害防止対策の推進について (メンタルヘルス対策)

1. 現状・課題

- ・労働者数50人以上の事業場にはストレスチェック等の実施を義務付け、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場も30人以上の事業場では増加傾向にあるものの、精神障害等による労災申請件数は減少傾向が見られない（その他参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績（報告）参照）

2. 課題の分析

- ・30人未満の事業場でメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由として、「該当する労働者がいない」「取り組み方が分からない」「専門スタッフがいない」が挙げられている（※1）（その他参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績（報告）参照）。

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・ストレスチェックの実施にとどまらず、集団分析を行い、職場の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の予防を強化すること。
（指標案）50人未満の小規模事業場における外部機関を含めたメンタルヘルス対策に関する相談体制の整備の割合 80%以上
（令和2年 54.6%；事業場内相談体制の整備割合（※2））
（指標案）50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合 50%以上（令和2年 30.6%（※2））

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等に産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みの整備
- ・集団分析及び職場改善を促進するための方策の検討及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施の促進の検討
- ・健康経営を含めたメンタルヘルス対策の意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）の見える化と事業者に対する啓発の強化
など

※1 令和3年労働安全衛生調査（実態調査） ※2 令和2年労働安全衛生調査（実態調査）

(論点⑦ - ii 関係) 労働者の健康障害防止対策の推進について (過重労働対策)

1. 現状・課題

- ・週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間が60時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少している（令和3年：8.8%（労働力調査））。

2. 課題の分析

- ・引き続き、時間外・休日労働時間を削減する必要がある。
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導やその結果に基づく事後措置について、労働者に制度自体や制度の趣旨が十分に周知されておらず、対象者であっても面接指導の申し出に結びついていない。

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、引き続き、時間外・休日労働時間を削減する。
(指標案) 月末1週間の就業時間が40時間以上である雇用者のうち、その就業時間が60時間以上である者の割合 5%以下（令和3年：8.8%）
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、産業医や保健師等の産業保健スタッフから面接指導を勧奨する。

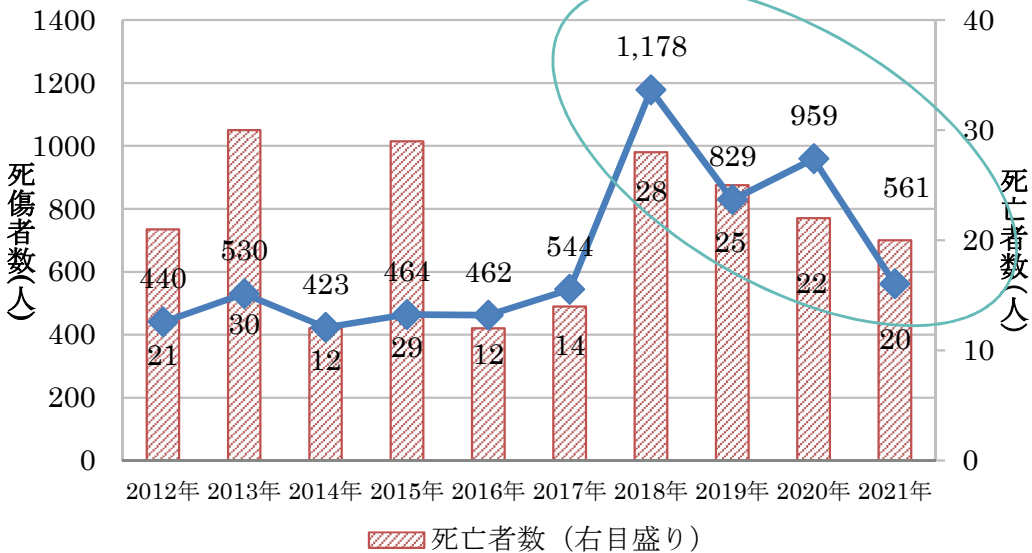
4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

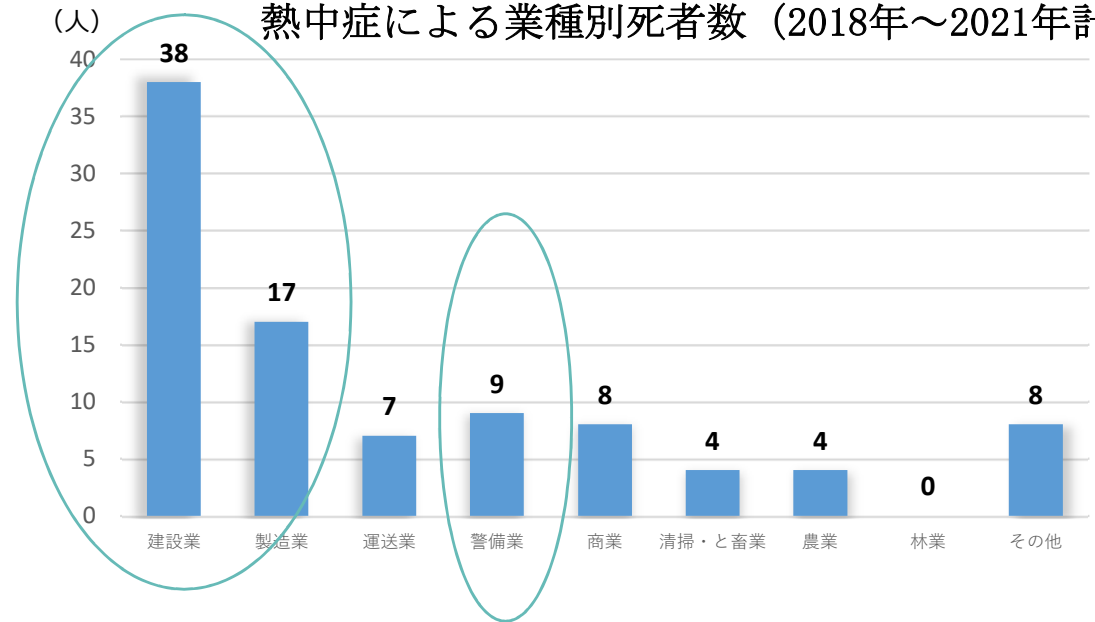
- ・働き方改革推進支援助成金の活用促進を図る。
- ・事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、周知に取り組む。
- ・産業保健総合支援センター及び地域窓口における小規模事業場の支援内容の充実・強化を図り、活用促進を図る。³⁵

熱中症の発生状況

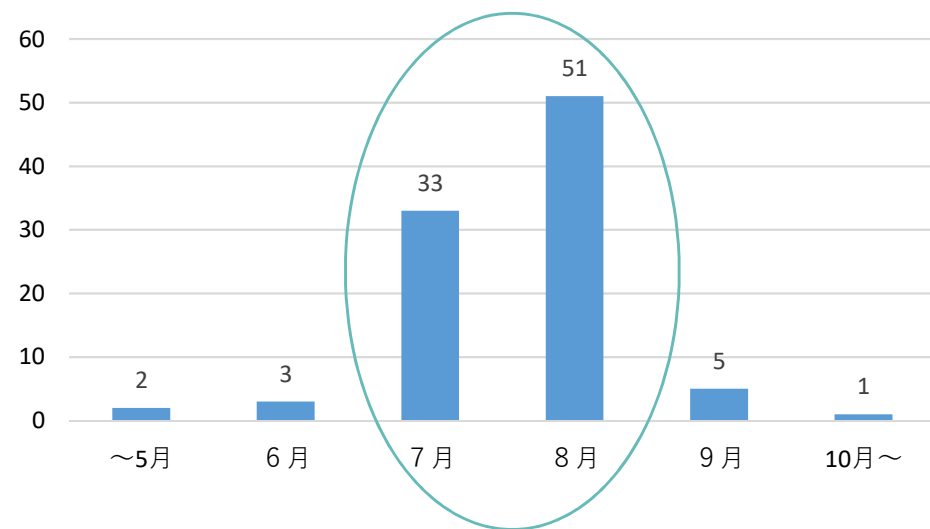
職場における熱中症による死傷者数の推移



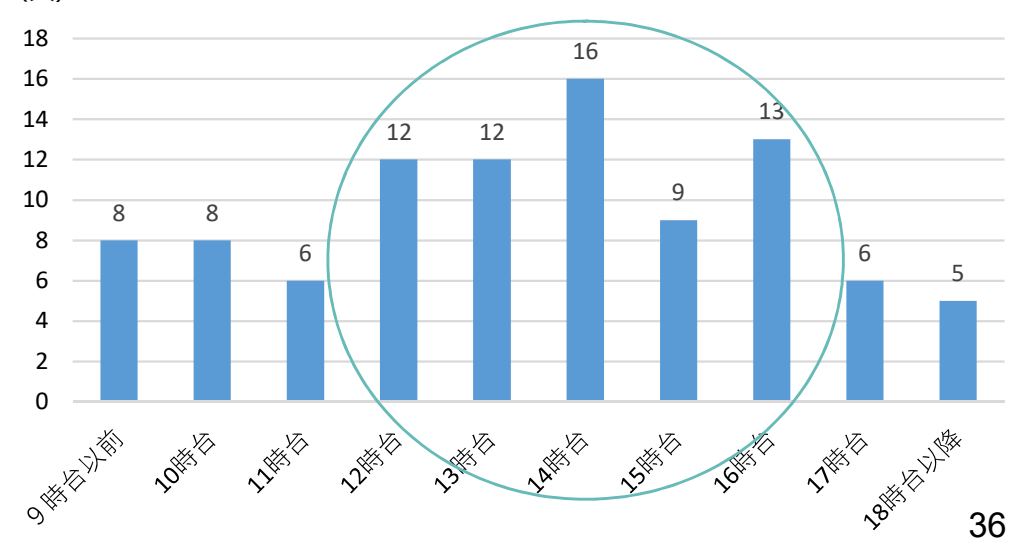
熱中症による業種別死者数 (2018年～2021年計)



熱中症による月別死者数 (2018年～2021年計)



熱中症による時間帯別死者数 (2018年～2021年計)



(論点⑦ - iii 関係) 労働者の健康障害防止対策の推進について (熱中症・騒音対策の推進)

1. 現状・課題

【熱中症】労働現場での熱中症は年間約400件～1200件で推移

【騒音】製造業を中心に騒音性難聴による労災新規認定者数は減少傾向にあるものの、全産業で未だ毎年約300人の発生が見られる。

2. 課題の分析

【熱中症】2018年～2021年までの死亡者数95人（建設業38人、製造業17人）（その他参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績（報告）参照）

【騒音】新規労災認定事例を分析したところ、作業環境測定を実施している事業所が少ないことが判明。また、聴力検査の内容が不十分、騒音防止用保護具の選定に関する基準が不明確。

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

【熱中症】

- ・事業者は、職場における熱中症予防基本対策要綱を遵守し、熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。

（指標案）熱中症災害防止のためにWBGT値を把握している事業場の割合（令和3年 未把握）

【騒音】「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組むこと。

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

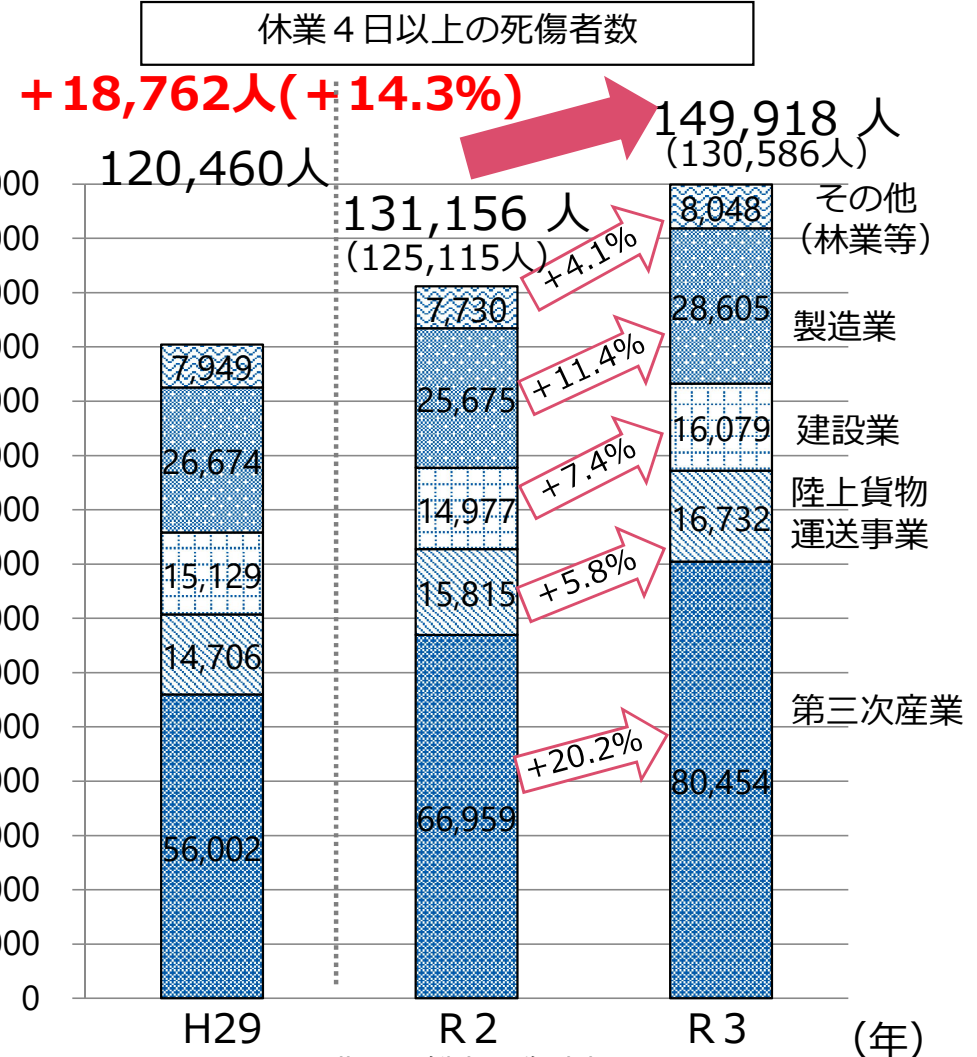
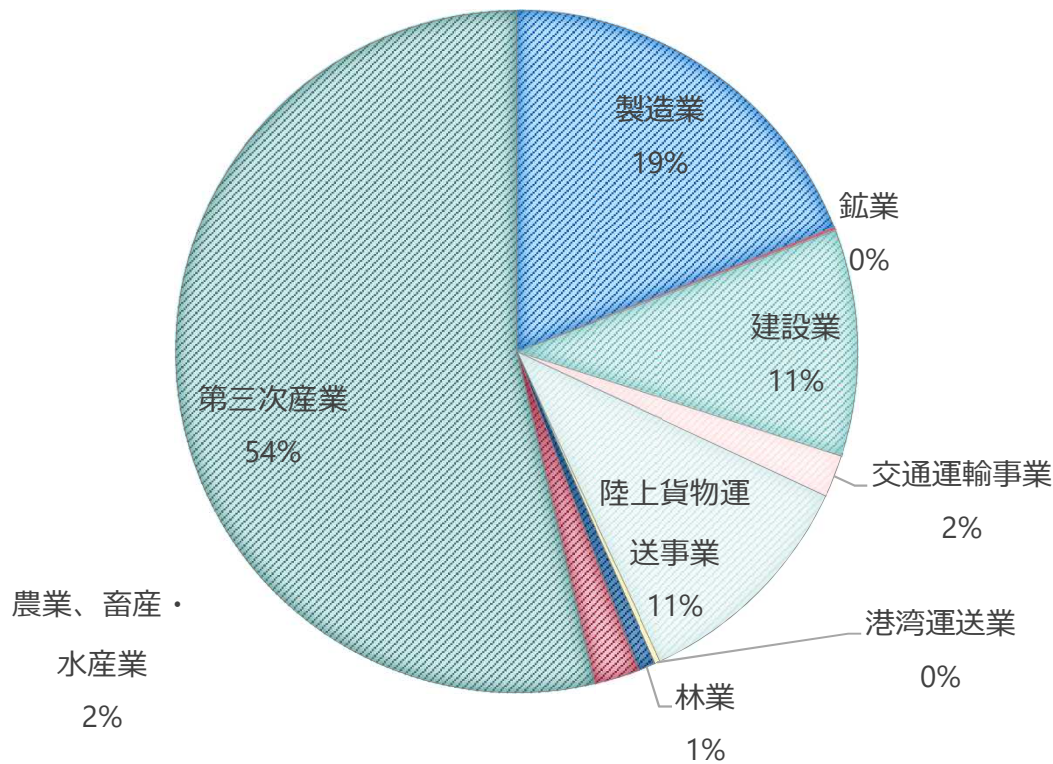
【熱中症】先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行う他、職場における熱中症予防基本対策要綱の周知・指導を行う。

【騒音】「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく取組に係る指導、測定に関する支援など

死傷災害の災害発生状況

- ・死傷災害の半数（54%）を第三次産業が占めている。
- ・R2年からR3年にかけて第三次産業（+20.2%）や製造業（+11.4%）などで死傷者数の伸びが高くなっている。

数令和3年における業種別の死傷災害発生状況
(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)



出典：労働者死傷病報告

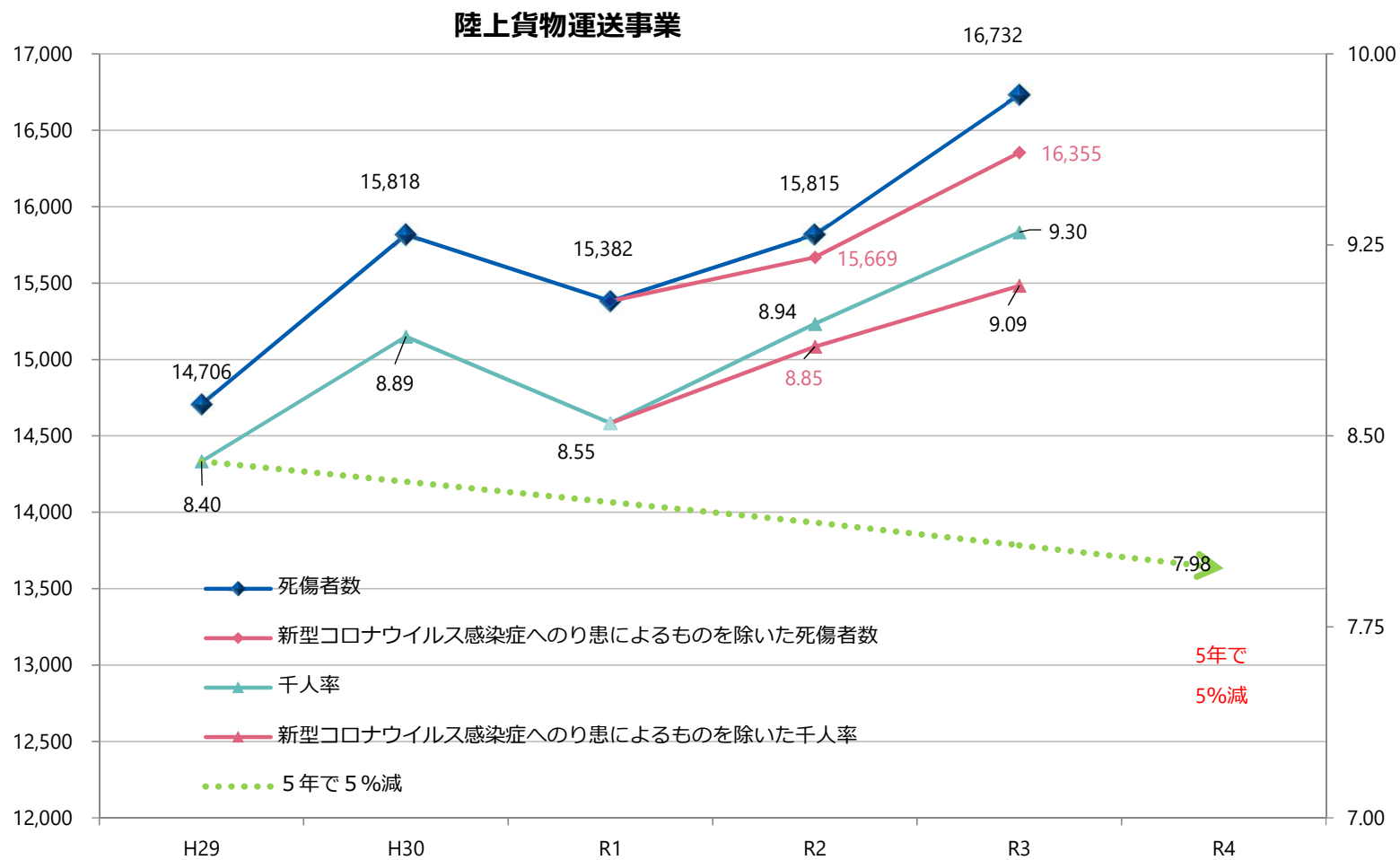
※ () 内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害発生状況は以下のとおり。

(死亡者数) 令和3年 89人、令和2年 18人、(休業4日以上之死傷者数) 令和3年 19,332人、令和2年 6,041人

死傷災害の災害発生状況

労働災害の発生状況（2017年以降の推移）



資料出所: 労働者死傷病報告

(論点⑧関係) 陸上貨物運送事業対策の推進について

1. 現状・課題

- ・ 令和3年の死傷者数が前年比で917人(5.8%)の増加、平成29年比で2,026人(18.3%)の増加。(その他参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績(報告)参照)

2. 課題の分析

(参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績(報告)参照)

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・ 荷主も含めた荷役作業における安全対策の推進
- ・ 昇降設備の設置、保護帽等の着用の徹底及び安全衛生教育の実施等
- ・ 論点②に掲げる転倒対策

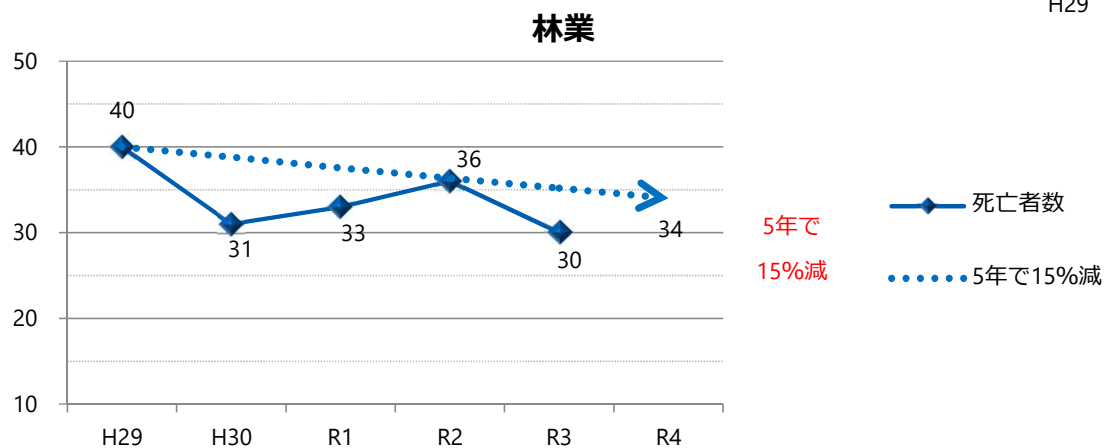
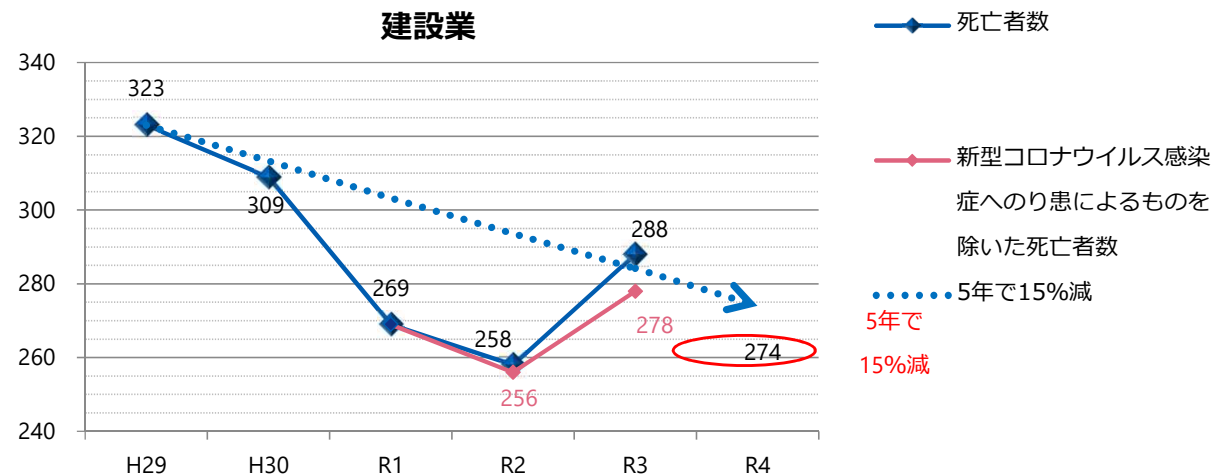
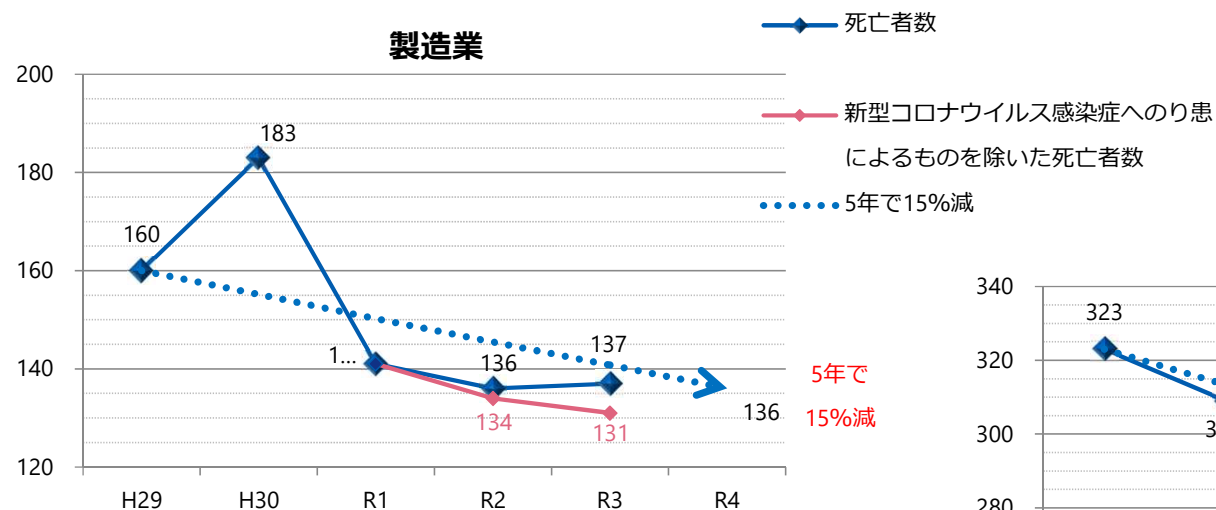
4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- ・ トラックからの荷揚げ荷卸しの際の労働災害防止対策の強化
- ・ 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」で検討

死傷災害の災害発生状況

労働災害の発生状況（2017年以降の推移）



資料出所: 労働者死傷病報告

(論点⑨関係) 建設業、林業等の重篤な災害が多く発生している業種の安全衛生対策について

1. 現状・課題

- 令和3年の死亡災害867人のうち、建設業288人(全体の33.2%)、製造業137人(全体の15.8%)、林業30人(全体の3.5%) (その他参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績(報告)参照)

2. 課題の分析

(参考資料や第148回安全衛生分科会資料1第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年(2021年)実績(報告)参照)

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- 【建設業】墜落制止用器具の使用の徹底、はしご・脚立等からの墜落防止
- 【林業】安全な伐倒方法やかかり木処理の方法等の安全対策の実施
- 【製造業】機能安全の推進による機械等の安全水準の向上、合理的な代替措置による安全対策の推進 (IoT)
リスクアセスメントの適切な実施のための残留リスク情報のより一層の提供促進
(指標案) 機能安全に係る証明書の数 (適合性証明書等)

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- 【建設業】墜落・転落災害防止対策等の強化の検討
- 【林業】各種ガイドラインの周知・指導など安全対策の推進、林野庁や地方公共団体、災害防止団体等と連携した取組の促進
- 【製造業】技術の進展に対応した安全基準の見直し

現状（化学物質等による労働災害発生状況）

・危険物、有害物等（放射線を除く）を起因物とする労働災害発生状況（起因物別）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
爆発性の物等	18 (1.9%)	17 (2.0%)	16 (1.7%)	14 (1.6%)	14 (1.6%)	14 (1.5%)	11 (1.4%)	18 (2.3%)
引火性の物	153 (16.5%)	112 (12.9%)	101 (11.0%)	112 (12.5%)	106 (12.3%)	164 (17.6%)	98 (12.1%)	110 (13.9%)
可燃性ガス	79 (8.5%)	49 (5.6%)	80 (8.7%)	59 (6.6%)	70 (8.1%)	59 (6.3%)	55 (6.8%)	37 (4.7%)
有害物	230 (24.9%)	278 (31.9%)	250 (27.3%)	238 (26.5%)	259 (30.1%)	213 (22.9%)	192 (23.6%)	176 (22.2%)
その他	445 (48.1%)	415 (47.6%)	470 (51.3%)	475 (52.9%)	411 (47.8%)	481 (51.7%)	456 (56.2%)	452 (57.2%)
合計	925	871	917	898	860	931	812	793

資料出所：労働者死傷病報告

・危険物、有害物等（放射線を除く）を起因物とする労働災害発生状況（業種別）

資料出所：労働者死傷病報告

業種	年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
製 造 業	食料品製造業	131	(1)	106	(1)	113	(0)	105	(2)	82	(0)	87	(0)	97	(0)	85	(1)	
	化学工業	63	(1)	66	(1)	68	(2)	70	(4)	69	(4)	70	(3)	60	(0)	62	(1)	
	金属製品製造業	59	(0)	58	(2)	47	(0)	35	(2)	48	(0)	60	(0)	51	(0)	45	(1)	
	一般・電気・輸送用機械工業	58	(2)	65	(0)	49	(0)	63	(0)	50	(1)	45	(0)	45	(2)	72	(1)	
	その他の製造業	144	(3)	136	(1)	127	(1)	121	(2)	136	(7)	137	(3)	115	(0)	115	(2)	
	製造業小計	396	(7)	373	(5)	357	(3)	359	(10)	337	(12)	339	(6)	317	(2)	334	(6)	
	建設業	101	(6)	91	(9)	105	(3)	105	(1)	111	(2)	113	(3)	106	(4)	86	(4)	
	運輸交通業	22	(0)	25	(1)	19	(0)	32	(0)	18	(1)	28	(0)	44	(1)	23	(0)	
	商業	86	(0)	74	(2)	110	(1)	86	(0)	90	(1)	91	(1)	103	(0)	102	(2)	
	保健衛生業	26	(2)	32	(0)	32	(0)	39	(0)	36	(0)	27	(0)	28	(0)	29	(5)	
	接客・娯楽業	199	(5)	171	(1)	191	(0)	172	(0)	153	(0)	182	(0)	108	(1)	121	(0)	
	清掃・と畜業	51	(0)	49	(1)	53	(0)	50	(1)	52	(2)	54	(2)	48	(0)	44	(1)	
	その他の事業	44	(0)	56	(4)	50	(1)	55	(1)	63	(1)	97	(37)	58	(3)	54	(1)	
	合計	925	(20)	871	(23)	917	(8)	898	(13)	860	(19)	931	(49)	812	(11)	793	(19)	

資料出所：労働者死傷病報告

現状（化学物質等による労働災害発生状況）

・危険物、有害物等（放射線を除く）を起因物とする労働災害発生状況（事故の型別）

事故の型	年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
高温・低温の物との接触	385	(1)	334	(0)	389	(0)	356	(1)	316	(1)	340	(1)	258	(0)	258	(0)		
有害物等との接触	365	(12)	393	(17)	369	(5)	409	(10)	397	(11)	404	(10)	430	(8)	408	(9)		
爆発	60	(4)	34	(2)	32	(3)	39	(1)	39	(5)	35	(1)	34	(2)	34	(0)		
火災	50	(0)	41	(4)	56	(2)	30	(1)	41	(4)	95	(37)	34	(1)	30	(1)		
上記以外	65	(2)	69	(0)	71	(0)	64	(1)	67	(0)	57	(0)	56	(0)	63	(0)		
合計	925	(19)	871	(23)	917	(10)	898	(14)	860	(21)	931	(49)	812	(11)	793	(10)		

資料出所：労働者死傷病報告

・＜参考＞化学物質（有害物）を起因物とする労働災害発生状況

	(平成30年)
特別規則対象物質	77 (18.5%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)
合計	416

資料出所：労働者死傷病報告

(論点⑩関係) 化学物質等による健康障害防止対策の推進について

1. 現状・課題

- ・化学物質(有害物)を起因物とする労働災害が年間約400件発生し、化学物質による疾病が年間約250件発生しており減少がみられない。

2. 課題の分析

- ・特化則等の個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、化学物質による労働災害全体の8割を占めており、個別規制対象外の危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理の定着が必要。また、製造業のみならず、建設業、第三次産業における災害も多い。

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・化学物質を製造する事業者における製造時等のリスクアセスメント等の実施及び譲渡提供時のラベル表示・SDSの交付
- ・化学物質を取り扱う事業者における、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施

(指標案) 危険有害性区分のある化学物質についてリスクアセスメント、ラベル表示、SDS通知を行っている事業場の割合(令和3年度〇%)
リスクアセスメント結果に基いた、自律的な化学物質のばく露を低減する措置の実施状況(令和3年の実績は不明)

複数回答の選択肢：第1管理区分を維持、使用物質の変更、工学的措置、要求防護係数によるマスクの選定及び着用、フィットテストの実施、化学物質管理専門家等外部資源の活用等

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

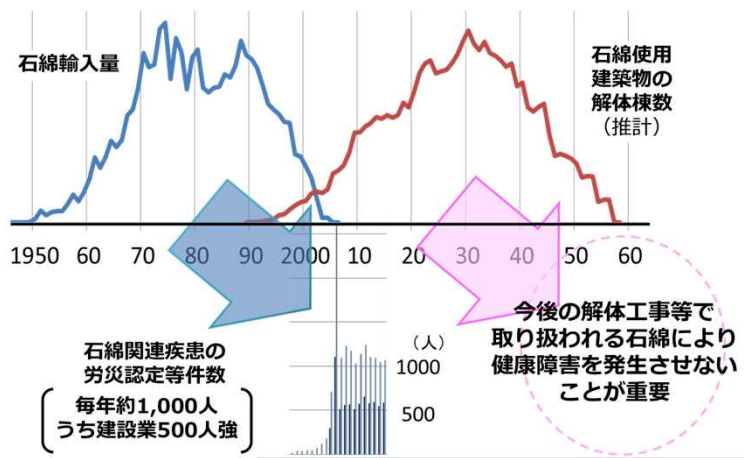
- ・製造業、建設業、第三次産業などの業態に応じた対策の実施
- ・中小規模の事業場など、化学物質の専門知識が不足する事業者への支援

具体的には以下の対策を業種別、規模別に実施

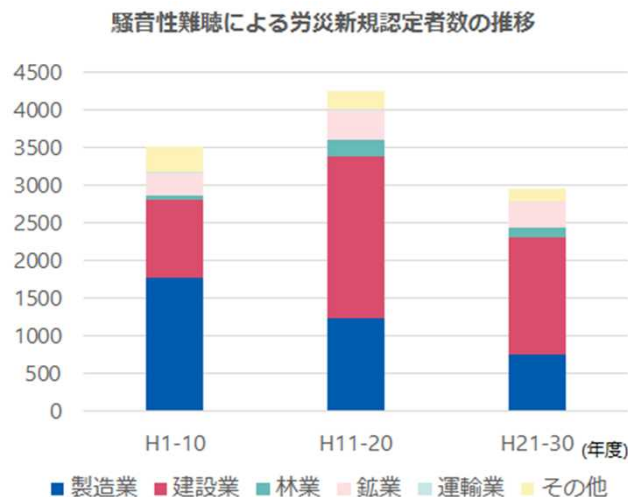
- ・化学物質管理者講習(法定及び法定外)のテキスト等の教材作成等による化学物質管理者の育成支援
- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアル作成支援
- ・各都道府県での化学物質管理専門家リスト等の作成による専門家へのアクセスの円滑化、都道府県でのコンソーシアム立ち上げ

石綿障害、じん肺等による健康障害の発生状況

- 2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体改修工事において、さらなる石綿ばく露防止対策等の推進が必要

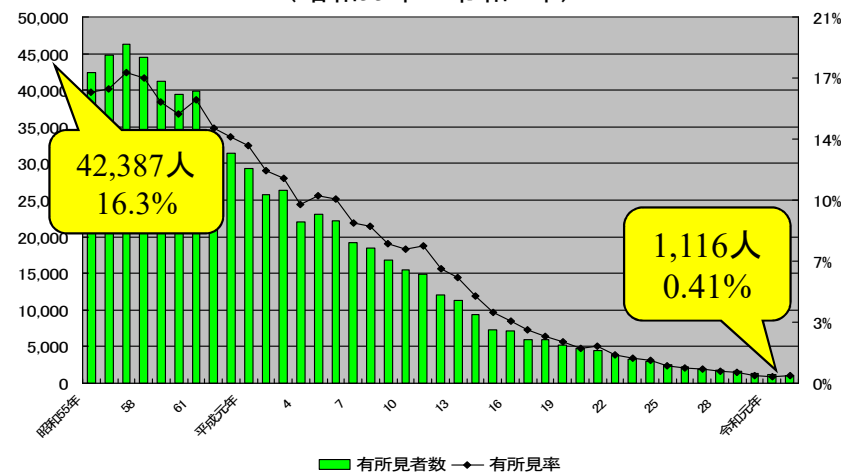


- 製造業を中心に騒音性難聴による労災新規認定者数は減少傾向にあるものの、全産業で未だ毎年約300人の発生が見られる。

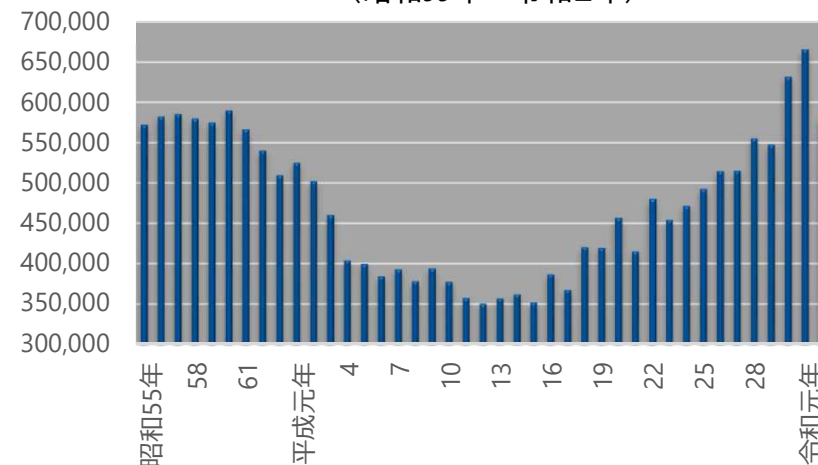


- じん肺所見が認められる労働者は減少しているが、一方で粉じん作業労働者数は増加している。

じん肺の有所見者数と有所見率の年次推移 (昭和55年～令和2年)



じん肺健診受診者数の年次推移 (昭和55年～令和2年)



(論点⑪ 関係) 石綿、粉じん対策の推進について

1. 現状・課題

- ・ 2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要
- ・ じん肺所見が認められる労働者は減少しているが、一方で粉じん作業労働者数は増加している。

2. 課題の分析

- ・ 適切な石綿ばく露防止対策の前提となる石綿の有無に関する事前調査の適正な実施等引き続き改正石綿則に基づく指導等が必要
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮の確保が必要
- ・ 平成10年前後には約35万人に減少した粉じん作業者が、その後増加に転じ、令和2年度には約58万人に達しており、引き続き粉じん防止対策への取組が必要

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査にかかる専門性を持つ者による事前調査の確実な実施
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策の実施
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮
- ・ 粉じん対策として、保護具の使用の徹底及び退職後の健康管理の勧奨

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

- ・ 発注者（個人住宅の施主を含む。）に対する取組の強化（関係省庁との連携、発注者の配慮義務にかかる周知等）
- ・ 石綿事前調査資格者の育成（十分な講習機会の提供）
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策

参考資料



令和3年業種別事業場規模別労働災害発生状況（確定値）

[人]

業種	規模						
	～ 9人	10人 ～ 29人	30人 ～ 49人	50人 ～ 99人	100人 ～ 299人	300人 ～	計
01 製造業小計	3,840	6,638	4,094	4,503	5,837	3,693	28,605
02 鉱業小計	69	104	25	14	4	0	216
03 建設業小計	8,750	4,947	1,280	627	371	104	16,079
04 運輸交通業小計	1,398	4,602	3,692	3,687	3,566	922	17,867
05 貨物取扱小計	145	370	319	429	574	408	2,245
06 農林業小計	1,477	824	284	151	52	7	2,795
07 畜産・水産業小計	579	639	162	166	105	6	1,657
08 商業	3,897	6,687	3,181	3,495	3,779	1,369	22,408
09 金融広告業	132	351	247	272	144	255	1,401
10 映画・演劇業	17	35	18	33	18	2	123
11 通信業	87	42	31	197	1,203	865	2,425
12 教育研究	212	469	350	291	196	210	1,728
13 保健衛生業	1,926	6,254	4,298	4,900	6,354	5,421	29,153
14 接客娯楽	1,273	2,771	2,037	1,407	977	283	8,748
15 清掃・と畜	895	1,558	1,032	1,124	1,334	864	6,807
16 官公署	27	22	16	16	22	38	141
17 その他の事業	1,128	1,669	1,043	1,199	1,532	949	7,520
合計	25,852	37,982	22,109	22,511	26,068	15,396	149,918

資料出所：労働者死傷病報告

中小事業者や第三次産業における安全衛生の取組状況

- ・ 中小企業や第3次産業において安全衛生対策の取組が遅れている。
- ・ 経営が厳しく、また、顧客優先等で安全衛生対策の実施に係る優先順位が低くなっていると推察される。

安全衛生教育実施の有無（正社員）

(事業所規模)	(%)
1,000人以上	97.6
500～999人	96.7
300～499人	96.1
100～299人	94.5
50～99人	92.3
30～49人	81.7
10～29人	75.9
合計	79.6

過去1年間にリスクアセスメントを実施していた

(事業所規模)	(%)
1,000人以上	69.8
500～999人	66.5
300～499人	67.3
100～299人	51.9
50～99人	40.5
30～49人	32.2
10～29人	24.5
合計	28.9

中小事業者の安全衛生教育等について実施率が低調

安全衛生教育実施の有無（正社員）

(産業分類)	(%)
農業、林業（林業に限る。）	94.9
鉱業、採石業、砂利採取業	88.1
建設業	92.1
製造業	83.1
電気・ガス・熱供給・水道業	95.3
情報通信業	66
運輸業、郵便業	91.9
卸売業、小売業	77.9
金融業、保険業	75.3
不動産業、物品賃貸業	73.5
学術研究、専門・技術サービス業	67.1
生活関連サービス業、娯楽業	78.2
教育、学習支援業	62.7
医療、福祉	79.9
複合サービス事業	83.8
サービス業（他に分類されないもの）	84.3

過去1年間にリスクアセスメントを実施していた

(産業分類)	(%)
農業、林業（林業に限る。）	67.4
鉱業、採石業、砂利採取業	48.2
建設業	59.3
製造業	41.5
電気・ガス・熱供給・水道業	70.0
情報通信業	7.8
運輸業、郵便業	46.0
卸売業、小売業	25.7
金融業、保険業	10.9
不動産業、物品賃貸業	22.1
学術研究、専門・技術サービス業	28.8
宿泊業、飲食サービス業	16.4
生活関連サービス業、娯楽業	18.5
教育、学習支援業	6.0
医療、福祉	23.6
複合サービス事業	29.5
サービス業（他に分類されないもの）	33.5

重篤な災害が比較的少ない第3次産業で安全衛生教育等について実施率が低調

外国人労働者における労働災害の状況 (業種別の在留資格別死傷者数(休業4日以上))

業種	在留資格の分類	専門的技術的分野の在留資格		特定活動	技能実習	資格外活動	身分に基づく在留資格	その他	不明	計	
		うち技術・人文知識・国際業務	うち特定技能								
製造業		33(35)	176(123)	104(12)	180(94)	1072(833)	94(66)	1345(1105)	2(3)	1(2)	3007(2273)
鉱業		0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	2(1)
建設業		25(13)	42(22)	42(34)	111(52)	529(503)	9(6)	168(164)	5(1)	3(2)	934(797)
交通運輸事業		0(0)	0(1)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	6(7)	0(0)	0(0)	8(8)
陸上貨物運送事業		0(0)	12(10)	0(0)	12(4)	17(6)	53(133)	179(159)	0(0)	0(1)	273(313)
港湾運送業		0(0)	0(2)	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)	4(0)	0(1)	0(0)	5(4)
林業		0(0)	1(0)	0(0)	0(1)	2(2)	0(1)	4(7)	0(1)	0(0)	7(12)
農業、畜産・水産業		54(39)	7(3)	13(5)	16(6)	120(151)	2(1)	25(28)	0(2)	0(0)	237(235)
商業		13(9)	58(49)	10(1)	23(6)	80(67)	43(38)	153(159)	0(2)	0(1)	380(332)
うち小売業		3(3)	35(26)	5(0)	15(4)	34(34)	37(32)	104(113)	0(1)	0(1)	233(214)
金融・広告		0(0)	0(3)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	10(2)	0(0)	0(0)	11(5)
通信		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(4)	0(0)	0(0)	2(4)
保健衛生業		33(10)	15(1)	15(2)	28(20)	35(17)	23(7)	173(132)	1(0)	0(0)	323(189)
うち社会福祉施設		13(1)	13(1)	12(2)	25(14)	25(13)	21(7)	139(105)	0(0)	0(0)	248(143)
接客・娯楽		19(24)	29(29)	7(2)	6(22)	7(6)	41(56)	113(105)	0(0)	0(1)	222(245)
うち飲食店		16(19)	10(13)	7(2)	5(7)	4(3)	37(55)	80(75)	0(0)	0(1)	159(175)
清掃・と畜		0(1)	10(8)	1(1)	19(6)	35(22)	6(7)	104(97)	0(0)	0(1)	175(143)
警備業		0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(2)	8(7)	0(0)	0(0)	8(10)
その他		9(0)	24(21)	0(0)	8(6)	14(17)	3(9)	63(58)	0(0)	0(0)	121(111)
計		186(131)	375(272)	192(57)	405(218)	1912(1625)	275(326)	2358(2035)	8(10)	4(8)	5715(4682)

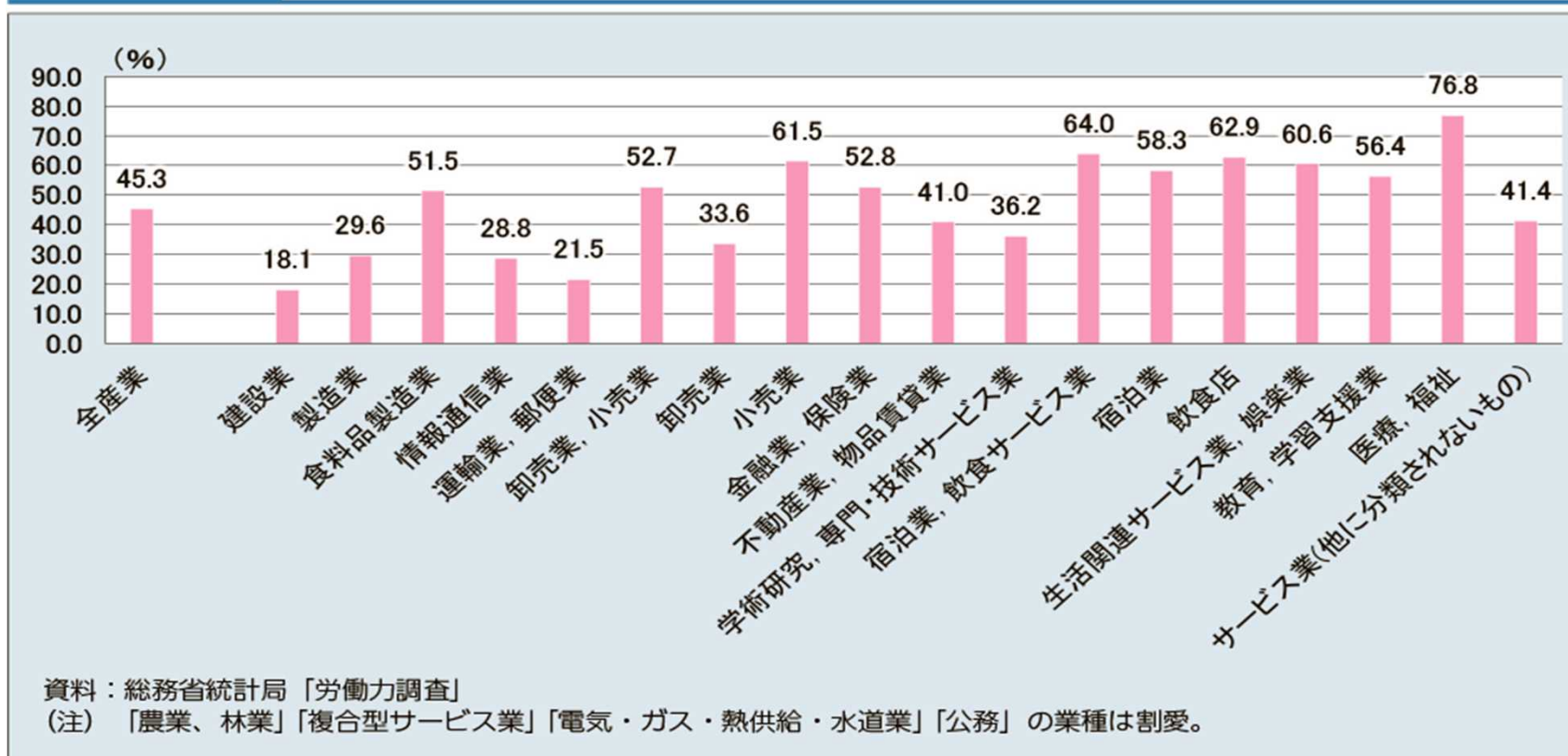
() 内は令和2年の死傷者数

データ出所：労働者死傷病報告(令和3年)

産業別の女性雇用者の割合

- ・総務省統計局「労働者調査（基本集計）」によると2020（令和2）年の女性の労働力人口は、3,044万人（前年比14万人減）で、女性の労働力人口比率は、53.2%（前年比0.1ポイント低下）である。
- ・生産年齢（15~64歳）の女性の労働力人口比率は、72.6%（前年と同率）である。
- ・女性の雇用者数は2,703万人（前年比17万人減）で、雇用者総数に占める女性割合は45.3%（前年と同率）となっている。（令和3年度版厚生労働省白書 第3章第1節より引用）

図表 1-2-3-1 産業別女性雇用者の割合（2019（令和元）年度）



副業・兼業で働く人の状況、個人事業者等の数

○副業・兼業で働く方の状況

- ・副業者比率（有業者に占める副業がある者の割合）は、4.0%となっており、平成24年に比べ0.4ポイント上昇している。
- ・雇用形態別に見ると「正規の職員・授業員」は2.0%（0.2ポイント上昇）、「非正規の職員、従業員」は、5.9%（0.6ポイント上昇）となっている。
- ・追加就労希望者比率（有業者に占める追加就業希望の割合）についてみると、6.4%となっており、平成24年に比べ0.7ポイント上昇している。
- ・雇用形態別に見ると「正規の職員・従業員」は5.4%（1.1ポイント上昇）、「非正規の職員、従業員」は、8.5%（0.4ポイント上昇）となっている。

（平成29年就業構造基本調査結果の概要（平成30年7月総務省統計局）より引用）

○個人事業者等の数

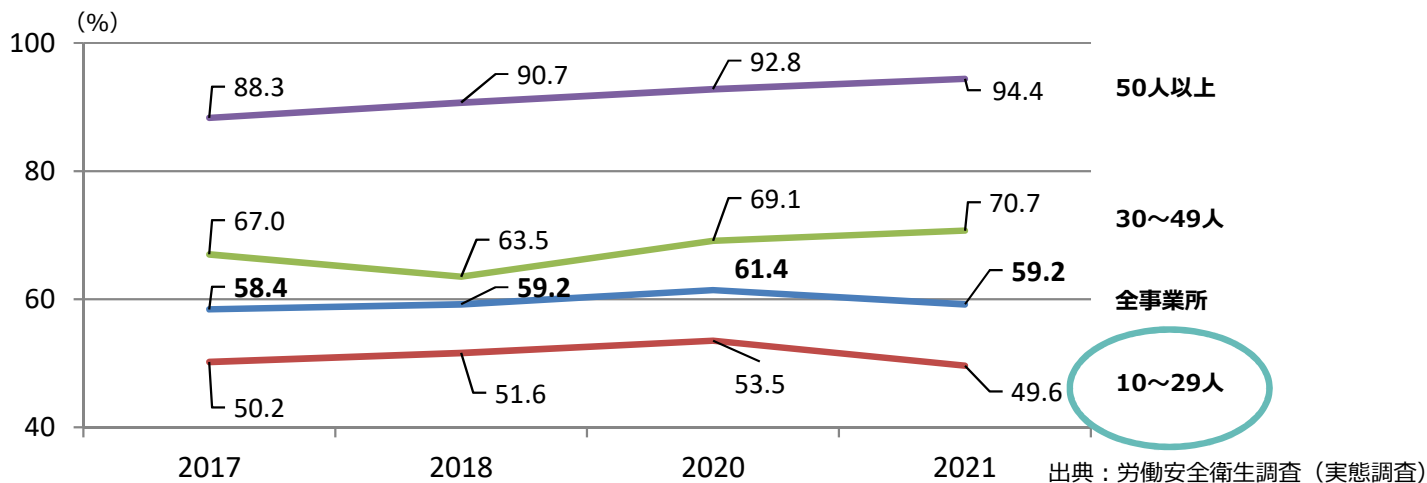
- ・プラットフォームの1社であるランサーズの整理によれば、フリーランスには、
 - 1) 常時雇用されているが副業としてフリーランスの仕事を行う「副業系すきまワーカー」、
 - 2) 雇用形態に関係なく2社以上の企業と契約する「複業系パラレルワーカー」、
 - 3) 特定の勤務先がない独立した「自由業系フリーワーカー」、
 - 4) 個人事業主・法人経営者で一人で経営している「自営業系独立オーナー」の4つのタイプが存在。
- ・広義のフリーランスは2016年現在、1,064万人と推計されている※。昨年に比して17%増加したとのことであり、増加傾向がうかがえる。

（「雇用関係によらない働き方」に関する研究会報告書（平成29年3月経済産業省）より引用）

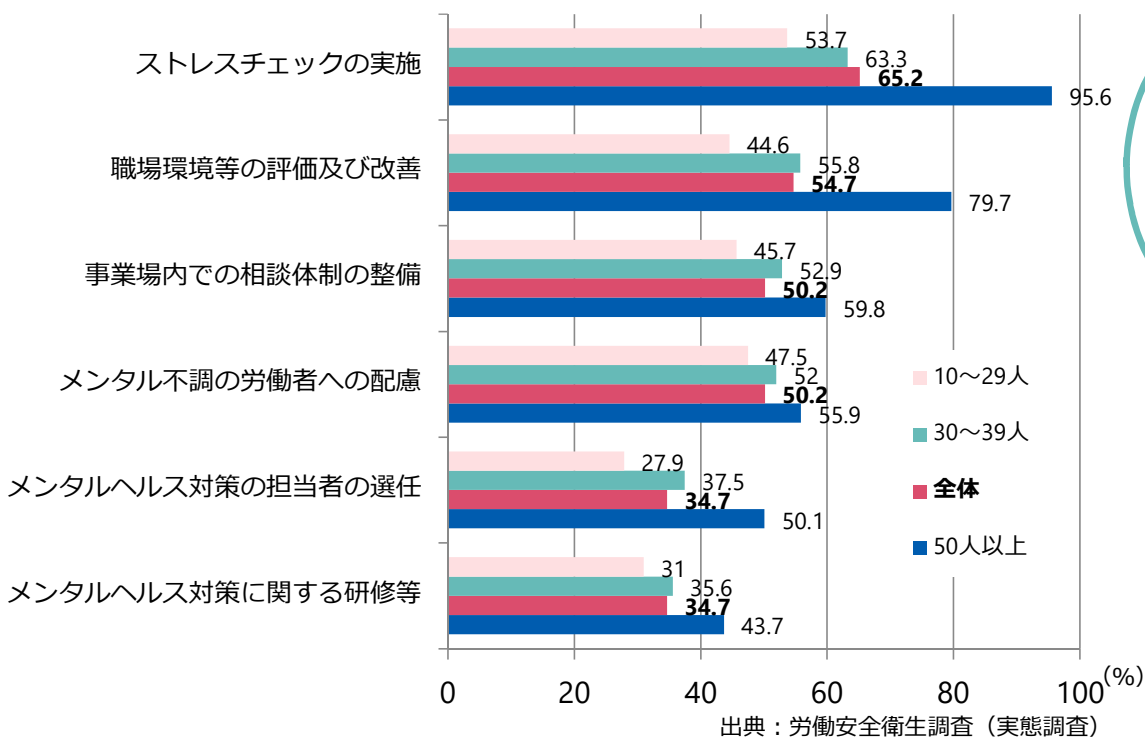
※事務局注：同社より2021年11月12日公表された「新・フリーランス実態調査2021-2022年版」では、1,577万人と推計

(参考) メンタルヘルスに関する資料①

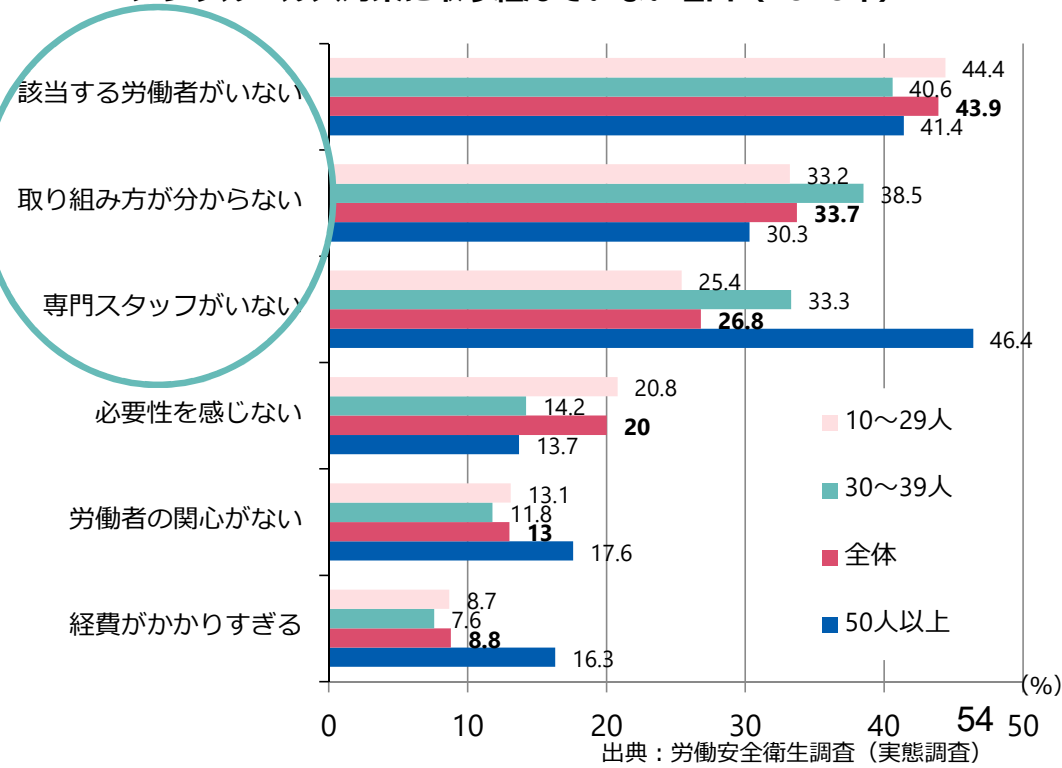
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合 (事業所の規模別)



メンタルヘルス対策の取組内容 (事業所の規模別、2021年)



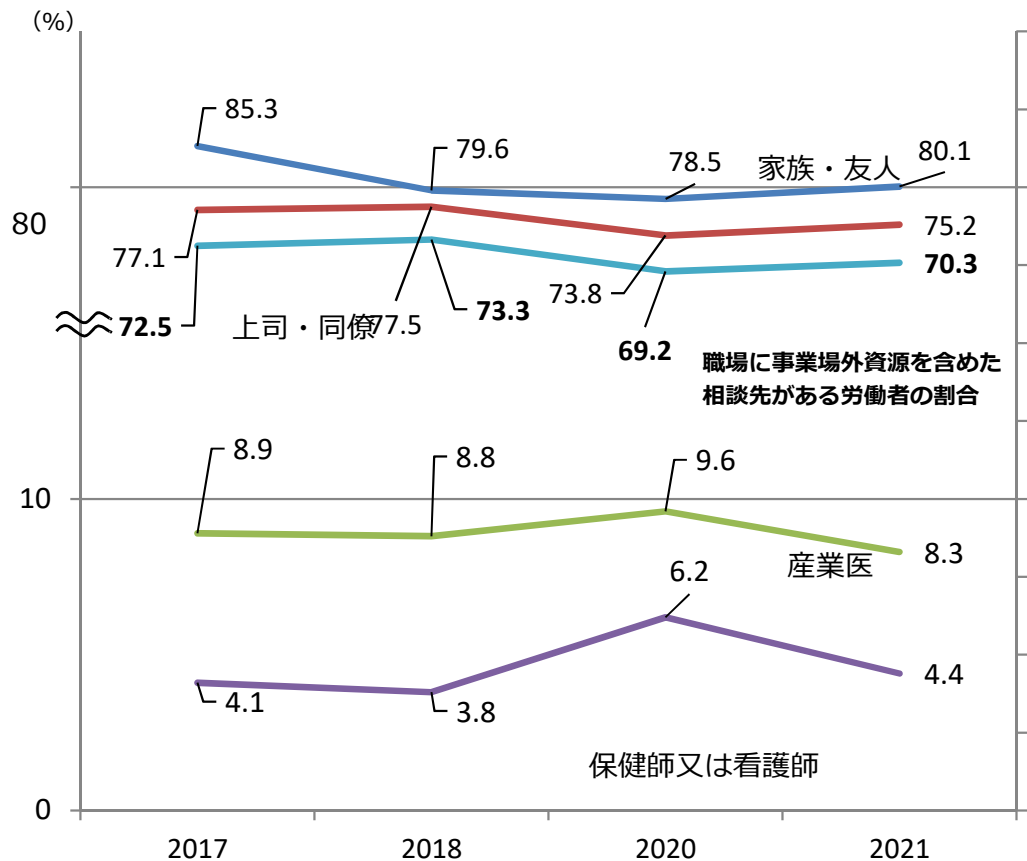
メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由 (2020年)



(参考) メンタルヘルスに関する資料②

仕事や職業生活に関する悩み等の相談先

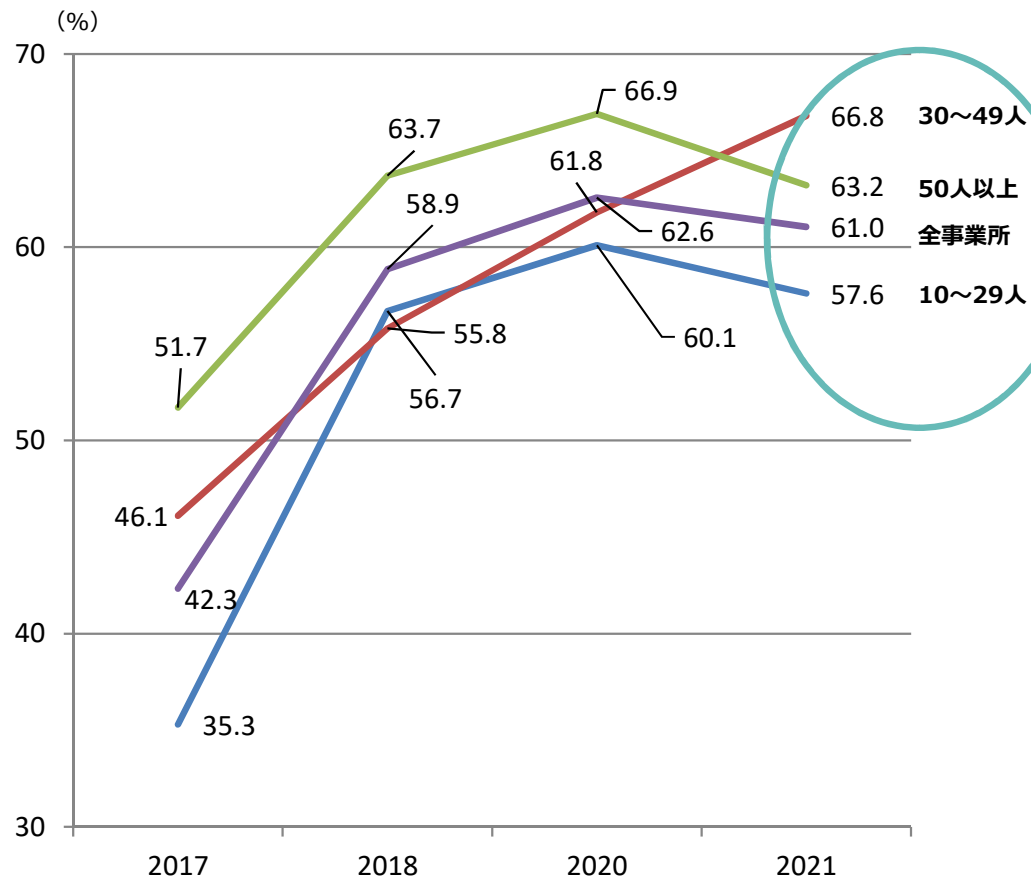
※ストレスを相談できる人がいる労働者を100として集計（職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を除く）



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

ストレスチェック結果の集団分析結果の活用状況（事業所の規模別）

※ストレスチェックを実施した事業所を100として集計



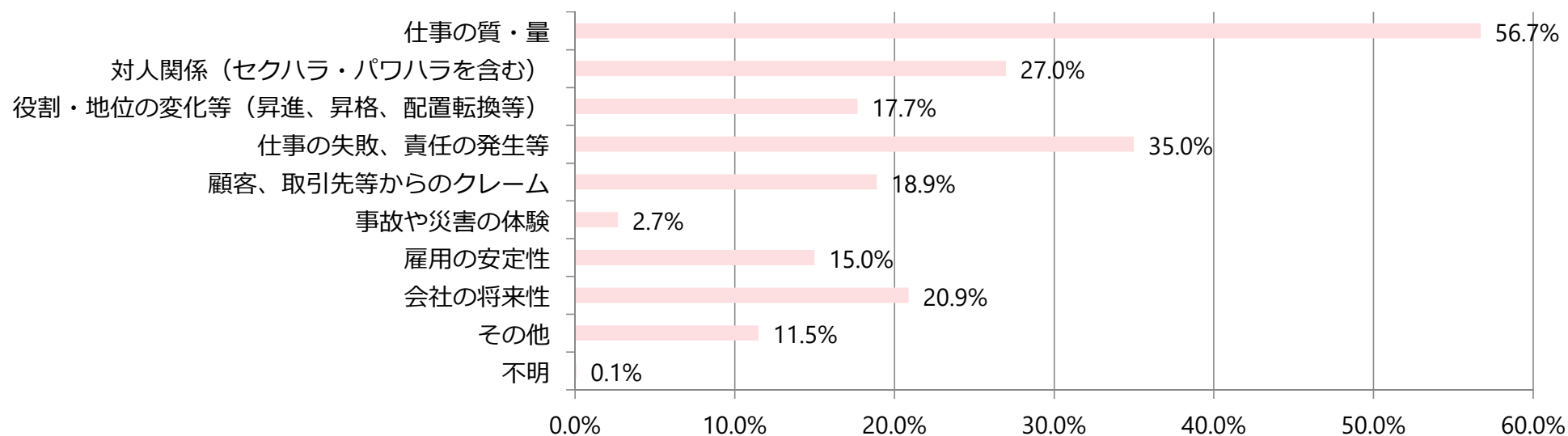
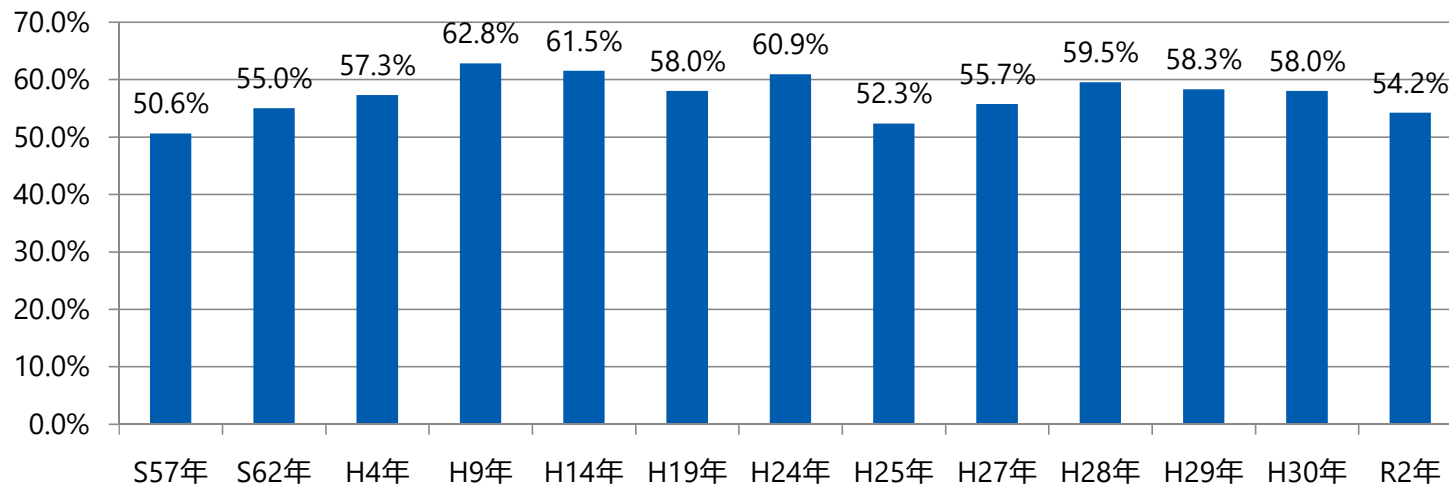
出典：労働安全衛生調査（実態調査）

令和3年度委託事業「ストレスチェック制度の効果検証に係る調査等事業報告書」

- ・小規模事業場においてストレスチェックを実施していない理由は、「実施義務がなかった」が大半を占めている（※2）。
- ・小規模事業場の中でも、大企業の小規模事業場と比較して、中小企業の単独事業場ではストレスチェックの実施率が低い傾向にある。
- ・また、ストレスチェック制度に関連した公的支援制度に対する認知度も低い（※2）。

(参考) メンタルヘルスに関する資料③

現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合



出典：厚生労働省 労働者健康状況調査、労働安全衛生調査（実態調査）

※ストレスがある者を100として集計